

平成26年第2回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成26年 6月18日(水曜日)

出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	大貫裕弘君
経済課長	寺地優君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

日程第 1 請願第 1 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書（総務産業常任委員会）＜ P 3 ＞

日程第 2 一般質問＜ P 3 ～ P 4 8 ＞

後藤次雄議員 P 3 ～ P 9

前田秀夫議員 P 9 ～ P 2 1

田利正文議員 P 2 1 ～ P 3 3

川上初太郎議員 P 3 3 ～ P 3 7

高道洋子議員 P 3 7 ～ P 4 8

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 6月13日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に6月10日の本会議において総務産業常任委員会に付託いたしました請願第1号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

請願第1号

議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第1号規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、請願第1号規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の件を採決をいたし

ます。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第1号規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採決することに決定をいたしました。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般質問通告書に基づいて質問いたします。

足寄町の公の施設の耐震化対策と実施状況について。

平成23年3月11日の東日本大震災発生以降、全国自治体では防災の意識が高まり、公の施設などの耐震化対策が進み、足寄町の小中学校耐震化率は100%となっているが、その他の施設、足寄町には50力所以上あるが、耐力度調査を実施して耐震基準を満たしているのか伺いたい。

また、公の施設で耐震基準の対象外となる施設があるのかも、あわせて伺いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の足寄町の公の施設の耐震化対策と実施状況についての一般質問にお答えをいたします。

耐震基準につきましては、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもので、昭和56年6月1日に建築基準法施行令が改正され、耐震基準が変更されました。それまでの耐震基準である震度5強程度の地震に耐え得る建物から、震度6強以上の大地震でも倒れない建物へと変わり、地震による建物の倒壊を

防ぐだけでなく、中にいる人の安全を確保することを目標としております。

昭和56年以前に建築された建築物は、震度5強程度の地震に耐え得る旧耐震基準の建物であり、現在の震度6強以上の地震でも倒れない新耐震基準を満たしているのか不明なため、耐震診断を行い、新耐震基準を満たしていなければ耐震改修を行う必要があります。

大地震の際に、災害対策本部を設置する役場庁舎や拠点避難所となる小中学校、拠点救護所となる病院にあっては、新耐震基準を満たしておりますが、足寄町公の施設条例に規定している大誉地生活改善センターほか32の施設につきましては、昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した施設が14施設あり、いずれの施設も耐震診断が未実施で、14施設が未耐震、19施設が耐震化済みに区分されるものであります。その他の施設につきましては、昭和42年度に建設した給食センターなど30施設がありますが、5施設が未耐震、25施設が耐震化済みに区分されるものであります。

公の施設条例に規定している14の未耐震施設は全て平家建てであり、また、積雪寒冷地仕様であることから、震度6程度の地震で倒れることはないものと考えておりますが、建築後32年以上経過していることから、計画的に施設の改修や統廃合を進めていかなければならないものと考えております。その他の施設のうち、未耐震施設となっている5施設につきましては、給食センターは今年度改築いたしますし、体育武道館は給食センター改築後に現在の給食センターとともに解体する予定となっているなど、計画的に未耐震施設の解消を図っていきたいと考えております。

また、地域にある各集会施設については、利用状況、維持補修費や管理費、今後の維持補修費の増額見込みの状況などを考慮し、また、地域の意向を踏まえて、利用率の低い施設や利用者が限定されている施設の管理運営

方法の見直しや統廃合の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、特に地域の拠点避難施設の耐震化は重要なことから、財政上有利な補助制度や起債制度を利用して計画的に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。後藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
10番。

10番（後藤次雄君） 町長のほうから今説明がありましたけれども、やはり大分残っているのですね、これを見ると。

それで、私がなぜこの質問をしたかということ、今特に足寄の施設は結構古いですから、それはなぜかということ、例えば寿の家だとか、それからゲートボール場だとか、それから母と子の家と。これは高齢者が使う率が上がっているのですね、今のあれでは。それで、これはいろいろな対策等から含めても、高齢者、弱者を守るという立場から、これだけの施設、全部入れると六十何カ所あるのですけれども、なぜ普通でいられるのかというのがちょっと疑問があったものですから質問したわけですけれども。

それで、今、町長から説明あったのですけれども、これからの未実施の施設を、例えば年度別にどれぐらいの期間で耐震基準を満たしていくのかどうか。これは全体的にそのことがあれば聞かせてもらいたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

町の公共施設等、60カ所以上の施設を保有しておりますけれども、その中で先ほど数字を申し上げましたけれども、一部は未実施だということでございまして。ただ、今の数字というのは、昭和56年以前に建築した建物がこれだけあるといったことで、その建物全てが地震に対して耐えられないのかということ、そういうことではありません。

実は、具体的には耐震診断をしていないわ

けですから、イコール耐えられないのだろうという形になりますけれども、例えば公の施設のほとんどが木造平家建てでございます。木造平家建てでございますけれども、56年度の新耐震設計に基準法が変わりましたけれども、基本的に木造の平家建て部分での大幅な変更というのはありません。昭和32年の耐震設計を踏襲しているのが実態でありますので。

大幅に変わったのは、2階建て、3階建て、さらには鉄筋コンクリート造、鉄骨造等々の大規模な建物の設計基準が変わったということでございまして、そういったことからいけば、地域にある集会所が耐震診断をしていないから即危険だということではないというふうに私どもは理解をしているところであります。

ただ、56年以前の建物といえますと、もう既に三十数年がたっているのが現状でありますので、木造ということであれば法定耐用年数は24年でありますので、そういった意味では老朽度等々で必然的に建てかえを計画していかなければいけないというのも一方であるのは事実でありますので、そういった部分を含めて今後第6次の総合計画、27年度以降の中で、議員の質問にありますように、年次的に具体的に改修・改築計画を盛り込んでいきたいというふうに思っているところであります。

もう1点、今のは公の施設の話でありますけれども、その他施設でいけば、後段に回答申し上げましたけれども、給食センター等々のお話でありますけれども、ここでいけば、数は少ないのでありますけれども、5施設があります。これは給食センターも含んでいきますので、給食センターは今年度改修をいたします。さらに、武道館も、給食センターが新しくできたときに解体をしていきたいという計画になっています。

残っているのは剣道場がございまして、剣道場は今現在、剣道の関係については体育館のほうにシフトしたというふうにお聞きをし

ておりまして、今後、児童館と学童の関係で、今年度、議会で設計費等々も認めていただきましたので、耐震診断、耐震設計の費用はもう既に予算化されておりますので、そういった方向で用途変更のほうで設計をしていきたいと思っておりますし。

そういったことで、いわゆる公の施設以外の公共施設については、もう既に段階的に計画的に改修・改築等々の方向づけは一定程度されているということで御理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 内容は大体わかりましたけれども、ただ、例えば先ほどちょっと言いましたけれども、集落センターだとか改善センターだとか、そういうところは結構天井も高いところもありますし、その辺はさっき言われたとおり56年の改正後ということでありましたけれども。そのほか、例えばもとの東小学校の生涯館ですか、これは耐震検査とか耐力度の検査をしたのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

平成18年度の施行になりますけれども、改正耐震改修促進法という法律が施行されておりまして、この中で耐震診断、耐震補強が所有者に義務づけがされております。その義務づけされている建物というのは特定建築物で、規模と多数の利用がされる施設ということで区分けがされております。

足寄町でそれに該当する物件というのは、学校、ホテル、それから役場庁舎も含めてなのですけれども、そういった公共施設が一部該当しますけれども、ホテルはございませんけれども。そういった中で、学校については3階以上1,000平米とか、小学校であれば2階以上1,000平米というような基準で特殊建築物に該当しますので、全て対応をいたしました。

あと、施設は特養等いろいろあるのですけれども、そういった部分についてはこの条件に合致をしないということと、56年度以降の施設整備をしたということもあって一部はやっておりませんが、これは法律に基づいてやらなくていいという施設でございますのでやっていないと。

ただ、今、議員御指摘の東小学校は、今は生涯学習館と旭町プラザということで利用しております。生涯学習館のほうにつきましては昭和57年度以降の建設になっておりますので、新耐震の設計基準を満たしているということでございます。

ただ、3階建ての旧小学校の本校舎があるので、これは旭町のふれあいプラザという名称で利用しておりますけれども、これについては、学校であれば3階建て以上かつ1,000平米で耐震化の義務づけがされている建物でありますけれども、それ以降廃校になって用途変更しておりますので、そういった部分ではそれに該当しないということになります。

ただ、実は耐震診断はやっております。結果は、今の新耐震をクリアできなかったということでございまして、今考えているのは、法律的にいけばふれあいプラザということで特定の人が一部利用しているということでございますので、これの特殊建築物には該当しないということになりますから、その義務化からもクリアできるということでございますけれども、今現在、担当のほうと協議をしているのは、将来的には57年の生涯学習館も含めてでありますけれども、老朽度の関係もあって、将来的には新しく改築をするのか、それから移転するのか、例えば建物も補強するのか、そういった選択肢の中で対応していきたいということで今検討をしているところであります。

たまたま、旭町ふれあいプラザについては、国の補助金を得て15年にそこに設置しておりますので、やっと10年たちましたので、その補助金返還等々はクリアできるこ

とになっておりますので、これからそういった部分を踏まえて、対応策については検討をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） それで、今、生涯学習館の隣接する、小学校ですから体育館ありましたよね。その関係は例えば、今、全道的にまだ耐震化基準でやっていないというところは、つり天井だとか物が古いところで、例えば電気とかそういうのがあって、そういうところがまだ耐力度検査をやっていないということで結構残っているみたいなのですね。それで、今の生涯学習館の体育館、旧体育館になると思うのですが、そこはどういうことになっていきますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 今、手元の資料で建設年次が具体的にお答えできませんけれども、生涯学習館のほうは57年に建設しております。体育館は、それ以降に改築しておりますので、平成に入って……。ちょっとわかりません。いずれにしても、昭和56年の新耐震設計をクリアできる建物だと、体育館についてはですね。それは間違いなく断言できますので、そういった部分で耐震診断はやっておりませんし、一応56年度以降の建設、公共施設を含めてですけれども、耐震診断をやる予定にはございませんので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 生涯学習館のプラザに戻りますけれども、何か今、ふれあいさんが入っていますよね、NPOの。近いうちにあそこから、耐震が通っていないから出なければならぬという話が私にちょっと聞かされたものですから、それはいつごろそういうことになるのか。実際に何かふれあいのほうでは、どこがいいかというのを探しているという話も聞いたものですから。それだったら、耐震の関係でそういうことになるという

ことを言われたと言っていましたので、それでさっき聞いてみたのです。その辺はないですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

ふれあいということで、ちょっと私が勘違いしたのかもしれませんが、生涯学習館に入っているというか、利用しているNPO法人のふれあいのことでございますよね。

今あそこは、東十勝通年雇用促進協議会と今言ったNPO法人との二つの組織が恒常的に利用しています。それと、一部は2階等々については貸し出しをしております、それと体育館は一般住民が利用するという施設でございまして、そちらのほうは57年の建築でございまして、耐震補強をしなければいけないとか、改築をしなければいけないということで、出なければいけないということではございません。

先ほど冒頭申し上げましたように、本校舎のほうは3階建てでございまして、そちらのほうは今は旭町ふれあいプラザと言っていますけれども、それで同じふれあいという言葉が出たのですけれども、そちらのほうについては、もし学校であれば特殊建築物に該当して、診断補強の一定の義務化がされておりますので対応はしなければいけないということでございます。

ただ、現実には、特定、一部のボランティアもそうですけれども、利用しているということでございますけれども、現状としては、やっぱり鉄筋コンクリート造といえども危険だろうということで、将来的には一定の対応をしていかなければいけないということ、先ほど冒頭お答えをしたつもりでございまして、議員が質問されている生涯学習館のほうであれば、十分新耐震はクリアしている建物だということでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） わかりました。

それで次に、里見が丘のスケート場の管理棟ありますね。これは教育委員会になるのかもしれませんがけれども、あそこは2階建てで、あそこも相当古いのですよね。それで、あそこの場合は耐震基準に該当するのかわしいのか、ちょっとお聞かせください。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 議員御質問のは、通称クラブハウスと言っている施設だというふうに思いますけれども、この建物は昭和56年の7月着工の建物でございまして、6月1日以降の建物については新耐震基準をクリアしなければいけないという基準法がございましたので、新耐震の設計をクリアしている建物だということで御理解を願いたいと思います。（発言する者あり）

済みません。答弁漏れがございました。

クラブハウスにつきましては、今、今年度基本計画を策定する里見が丘公園の再整備の関係で、今後一定程度施設の長寿命化も含めて計画的に整備をするということで、その中にクラブハウスも含めて検討をしていくということになっておりますので、今年度中には改築をするのだという前提でございまして、新しい管理棟を建設するべく今計画を策定中でありまして、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、例えば総合体育館だとか温水プールだとかというのは、これは鉄筋コンクリートで耐震はなっていると思うのですけれども、ただ、あそこもつり天井だとか、天井に電気だとかいろいろありますよね。これは、今回の耐震基準の中で実施しているのかどうか、その辺の安全性です。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 議員御指摘のつり天井等々の調査でございまして、実施しておりません。

総合体育館の天井というのは、システム天

井で特殊な工法なのですけれども、いわゆるグラスウールの成形板、非常に軽い建材を固定せず枠の中に、大体90センチ角ぐらいの大きさだと思いますけれども、その中に上から落とし込んでいるだけでして、一定程度の大きな地震に対しては、揺れに対して建材が動く。剛にしておきませんので、割れたりそういったことがなくて、一部落下しても、下のスポーツをやっている人に当たっても、かすり傷程度しか負わないといことで開発されているシステム天井を採用しているのが実態です。この間、大きな地震で数回ありましたけれども、一部天井が落下したというのが実績としてあるのですけれども、けがをしたとか、物が壊れたとか、そういったことは全くございません。

あの天井というのは、建設時から一定程度地震に有効な手法といたしますか、工法だということで採用しておりますので、私どもはあえてそれを調査といたしますか、耐震診断等々の調査をする予定では今のところございませんので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） わかりました。

なぜ質問したかということ、東日本大震災で、実は学校とかプールだとか、そういうところのつり天井が落ちて結構災害がふえたということになっていましたので質問しましたけれども、今、副町長の答弁で足寄は大丈夫だということですから、それはそれでいいと思います。

次に、足寄の保育所を含めて、例えば今は僻地保育所もありますけれども、ここら辺の耐震診断はもう実施されていますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 結論から申し上げます、診断はしておりません。

まず、足寄町内にあります保育所、僻地保育所も含めて4カ所ございます。

まず、子供センターどんくりの保育所については、これは平成の建設でありますので、当然今の新耐震基準はクリアしているという

ことでやっておりません。

螺湾については、螺湾の基幹集落センターと共用していたところでもありますけれども、今年度から螺湾小学校のほうで対応しておりますので、螺湾小学校については耐震補強が既に終わっている建物でありますので、これはクリアしているということでございます。

残った2カ所で、芽登と上利別の2カ所については、一つは芽登生活改善センター、もう一つは上利別基幹集落センターでございます。これは公の施設で、先ほど未実施になっている施設の中に入っております。昭和40年代の作品で両方とも鉄骨造でございます。この部分については、保育所というよりも公の施設の耐震で分類したときには未実施のほうに入っております。やっぱり先ほど冒頭言った特殊建築物には該当をしないのですけれども、規模も大きいので、そういった部分では地域の重要な避難施設ともかかわりもあって、近々に一定程度方向性を決めてですね……。

というのは、もう一つあった大誉地の生活改善センターをことし建てかえております。これは古い順番でしたというようなこともあります。大誉地の部分を建てかえると。当然その次に来るのが芽登なのか上利別ということで考えておまして。

螺湾については、先ほど言ったように、集落センターそのものを別な螺湾地区の活性化センターのほうに移行しましたので、用途廃止をしています。

そういったことで、基幹集落センターと共用しておりますので、この二つの僻地保育所も含めて来年度以降の総合計画の早い時期に一定の改修か補強か建てかえかの結論を出していきたいということで今内部検討をしているところでありますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 全道の保育園だとか、それから幼稚園だとか。これは全道で今

は耐震化率は57%になっているそうですね。それで、道では23年3月11日の大震災以降、特に幼児ですから弱い立場の人のために耐震化診断をなささいということで指導文書を出しているみたいですね。ところが、23年以降、その出したやつは2%しかふえていないと言うのです。

それで、今回新たに指導文書出すということになっているようですが、先ほどから私が言っているとおり、幼児だとか、それから高齢者の方は、やっぱり弱い立場にあるわけですから、できれば早急にこういうことも含めて基準の耐震化をクリアできるような体制をとっていただきたいということを最後をお願いして終わります。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 先ほどの調査の結果でありますけれども、恐らく冒頭申し上げましたように、いわゆる特定建築物の中で保育所、幼稚園については2階建て以上、かつ500平米以上という規定がございます、この部分については指導・助言対象物件になっております。ですから、当然そういう指導がされたのは2階建てかつ500平米以上の保育所だろうというふうに思いますけれども、私どもの保育所は、先ほどから申し上げておりますけれども、足寄町のどんぐりは500平米を超えているかと思っておりますけれども、この部分については平家建てでございますし、平成の建物でありますので、当然新耐震をクリアしております。ほかのものについては、2階建てでもございませぬし、500平米以下でございますので、そういった指導というものはないので、そういった調査対象にはなっていないのかというふうに思いますけれども、議員御指摘のとおり、小さなお子様であったり、老人が利用する施設等々については、私どもも建築には一級建築士もおりますので、そういった部分で日常的に施設の老朽等々も含めて調査をしてみたいというふうに思いますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、6番前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 議長のお許しが出ましたので、一般通告書に基づいて一般質問を行いたいと思います。

質問事項、森林整備加速化基金（補助金）の現状と今後の対応策について。

森林整備加速化基金、補助金は平成21年度からスタートとなっていると思われませんが、24年度段階では制度の現状からして、この国費・補助金目的達成に至ってなく、25年度に補正が組まれ、26年度まで延長されております。

基金の国費は、25年度第1次補正では全国では539億円、北海道では46億2,000万円でございますが、国費の有効な利活用について、主として森林資源保護と森林・林業・林産業活性化の観点から、以下の事項についてお聞きをしたい。

一つ、当年度として当町ではこの国費の確保額・確定額が示されておりますか。示されているとすれば、その予算額をお示し願いたい。

一つ、これらの国費・補助金の予算申請での計画があると思われませんが、主たる事業と申請内容をお聞きしたい。

一つ、森林・林業人材育成加速化事業において、当町も労働力不足で高齢者すらほとんどいなく、林業技術の継承が困難の実態であります。その手だてと対応策をお示し願いたい。

一つ、また、バイオマス関係の予算立ての具体的な考え方と、新エネルギーでの木質バイオマスと地熱活用事業の具体的なスケジュールと、町としての実行目標についてお伺いをいたします。

一つ、この間、これらの国費・補助金で間伐から除伐及び公共施設に有効活用との認識であります。とりわけ今後の町有林の間伐

事業量の数値を市町村森林整備計画、当年度かつ5カ年計画量をお示し願いたい。

一つ、この基金は当町でも大きな財源であったと思いますが、26年度打ち切りとなれば、森林整備を主として今後の必要財源の手だてをどのように考えているのか、お伺いをしたい。

一つ、木のまちづくりは、今期、町長の政策でもございましたが、この間、林野庁対応等中央行動にも汗を注いできたことと、カラマツ新工場提案などなど、地域林産業再生と活性化においては、製材工場の異業種背景を重視してのものと理解を深めてきたところでございます。とりわけ、森林法改正での森林林業再生プランの取り込み、町有林の資源保続と整備事業に厳しい地方財政下での政策事業は、町民の理解と希望があり、今期の各年次政策として一層期待と評価をしますが、現状の町有林、民有林実情からして、環境と森林資源保続と山村地域産業の活性化に向けての展望をお伺いしたい。

一つ、循環型森林整備と新たな雇用創出は極めて重要でございます。雇用創出の基本とする考え方をお尋ねしたい。

一つ、町有林が有する保育事業と木材生産林事業を、森林整備事業上、必要な事業量と財源を町の森林整備5カ年計画としての必要雇用量の試算があればお伺いをしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 前田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目及び2点目の補助金の予算額と事業申請についての御質問ですが、昨年度まで森林整備加速化基金により間伐事業を実施しておりましたが、今年度は東北地方の復興に使用されることとなり、間伐事業補助金については一般の公共事業補助金で実施されることとなりました。

このことから、森林整備加速化基金の対象事業は、林業専用道及び木造公共施設等整備事業等となり、本町ではこれらの事業について本年度は要望はしておりません。

3点目の労働力の確保につきましては、林業に限らず他の職種においても労働力不足が発生しております。

また、その手だてにつきましては、本町のみならず全国的な課題であることから、すぐに回答を出せるような状況ではございませんが、常に情報収集をしながら対策について考えてまいりたいと考えております。

次に、4点目の新エネルギーの各事業とスケジュールについてお答えをいたします。

昨年度のバイオマスエネルギーセンター導入可能性調査により、本町の強みである豊富な地域資源量が明らかになり、特に地熱資源については賦存量が高いことが確認されました。現在、この調査結果を受け、産業分野での利活用について関係団体と協議を進める段階であることから、具体的なスケジュール等については今後決めていくこととなりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

5点目の間伐事業量についてであります。今年度は174ヘクタールを予定しており、次年度以降、年間約240ヘクタールでの計画を予定しております。

6点目の森林整備加速化基金については、本町においても基金を利用した森林の間伐事業及び木造公共施設等の整備を実施してきましたが、本町のみならず各自治体にとっても大きな財源となっており、十勝圏活性化推進期成会においても重点要望となっておりますので、機会あるごとに事業の継続を要望してまいりたいと考えております。

7点目の環境と森林資源の保続に関する展望ですが、本町の貴重な財産である森林資源については、永遠に保存する必要があり、その森林資源の充実と森林の有する公益的機能等を維持するための取り組みを今後も進めてまいります。

8点目の森林林業・木材産業に関する雇用創出については、以前から足寄町として提言している無限資源構想により雇用が創出され続けると考えておりますが、事業実施の財源

も必要であることから、国及び北海道等の関係機関と連携をしながら情報の収集に努めてまいります。

9点目の町有林事業での必要雇用量については、平成23年度において年間約8,000人工と試算しており、今後も森林林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番。

6番（前田秀夫君） 今、町長の御答弁から、総体的には6月10日の行政報告等々において具体的にお示しを願っている案件だというふうには私は理解しております、9項目の回答については認識の一致をさせていただきました。

ただ、一つは、この森林資源、要するに基金の関係で一つだけ関連して申し上げますと、たしか23年の6月だと思えますけれども、バイオマスタウン構想というやつの立ち上げになりました、プロジェクトセンター創設と季節雇用について、私として6月定例会で御質問をし、検討方向ということと課題が鮮明にされたという経過がございますけれども、申し上げたいのは、当時のバイオマス・ウッドバレーあしよろの実現でありまして、そういうことが6月10日の行政報告の中で大きく一歩踏み出して、地域的にも資源の豊かな足寄町のまちとしても、農山村を含めて大きく期待と、山村地域の経済効果と、新たな雇用の展望として、他町村などから注視されていますので、一層の条件整備のテンポアップを望み、これらの財源の構想があればお聞かせを願いたいと思います。全体的に、財源構想でございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

バイオマスタウン構想の実現に向けて、それぞれ協議検討しながら、あるいは一番大事な財源の確保についても、その都度対応をし

ているところでございます。

とりわけ、今回の議員の質問にあります基金事業の関係については、お話のとおり今年度で時限立法ですから切れてしまうということで、これは先ほどもお答えしましたけれども、来月も北海道あるいは東京要望も含めて十勝の活性化期成会で、ポスト基金事業というふうに言ったほうがいいと思いますけれども、そのことを強く要望をしていきたいなというふうに思っています。

先ほど、さらっと答えていますけれども、この基金事業は山づくりをするための、例えば高性能機械の導入ですとか、これは単に行政だけではなくて事業者に対するそういった財源といいますか、支援策が講じられておりますから、これはやっぱりある意味、端的に言えば、いい事業だなというふうに私も思っていますし、それから十勝管内の首長たちも、これは非常に山づくりにとっては有効な手だてだよなと、こういう共通認識に立っていますし、それから先日、情報が入ってきたのですけれども、北海道としても国に対してこのことを強く要請をしていくという情報も入っていますので、これは関係団体とも連携しながらしっかりと要請をしていきたいなというふうに思っております。

それから、そのほか基金事業に該当しない部分、タウン構想に基づいて、それこそ調査の結果、芽登地区でバイオマスプラントができないかということで、いろいろな調査検討をしていただきました。

現状を少し申し上げますと、発電をしたときに、これを買っていただく北電さんとの関係があって、今現在も詰めているのですが、つくったから即買電しますということにはなりませんという、この問題があるのです。

これは足寄町に限らず、そういう施設、結構やりたいというところがあるのですけれども、やっぱり受け入れ側の問題、これは送電線の問題が一番大きいというふうに聞いていますけれども、そういったところのクリアを

どうしていくのかということもありますけれども、これは担当段階でつい先日もこの営業所を通じながらいろいろ詰めているところでございますし、さらにはガスの利用、例えばそこでできないとすれば、ガスを生成をしてプロパンガスと言ったほうがわかりやすいかなというふうに思いますけれども、ああいうボンベに充填をして、そこで利活用ができないとか、いろいろなところの検討はさせていただいております。

その場合については、経済産業省であったり、あるいは農水のほうの補助事業、これは制度がありますから、いずれにしてもいろいろな補助制度をしっかりと情報収集をしながら、仮にいけるということであれば、財源対策はそういう形で。これは全て単独事業でやろうということになれば、これはもう極めて難しいというふうに思っていますから、とにかく情報収集に努めて、それから要望するものはしっかりと要望しながら、着実な取り組みを進めていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） ただいまの町長の御答弁で、ポイント的には、一つとしては基金の財源の問題、状況を含めて、対応策を含めて理解の一致をしたということで、よろしくお願ひしたいと。

それから、地熱関係の芽登の関係です。これもお話があったとおり、10日にも行政報告がありましたけれども、イコールになかなかない現状であるということは理解しておりますけれども、総体的には10日の町長の行政報告のとおり、大学の先生方とプロジェクトチームをつくりながら、いわゆるセンターづくりにも調査をしていきたいということでございますので、総体的にそういうことを、でき得ればテンポアップを、少しスピードを進めていただきたいということを要望して、次の項目に入りたいと思いますけれども、議長、よろしいですか。

議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。

議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。

発言中でありますけれども、ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。

11時5分まで休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番前田議員の質問事項2点目から始めます。

6番（前田秀夫君） 季節労働者の生活環境と改善策につきまして。

季節労働者の援護制度が平成18年度から改廃となり、短期特例一時金も減額され、さらに公共事業の急勾配な減少が続き、就労期間の短縮を余儀なくされ、私の調査、連合北海道の調査も、生活給は年収160万円前後の季節労働者が大半を占めている中において、当町の季節労働者も同様な生活環境に置かれております。特に、冬期間と春先の4月、5月は、ほとんど失業状態であります。

そうした現状において、当町としてその改善対策として、こうした失業期間の対策として一定の就労対策が必要と考えるが、以下の事項について町長の所見をお伺いします。

一つ、冬期間作業の事業として、林業の除伐などの事業が女性、男性を問わず作業従事が可能であります。事業発注の平準化による冬季かつ春先の事業への手法として、明許繰越等の予算執行で一定の就労による生活給収入が可能と考えますが、これらの関係と諸策は可能性であると思っておりますが、考え方を伺いします。

一つ、地方の中小企業のほとんどが事業発注の平準化を求めています。国・道への対応はどのように考えて対応してきたのかを伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 季節労働者の生活環境と改善策についてお答えをいたします。

冬期間における季節労働者支援対策といったしましては、今年度は繰越明許費により町有林事業の発注に取り組んでおるところでございます。

また、次に事業発注の平準化についてでございますけれども、これまでもそうでありまして、今後においても機会あるごとに関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） ただいまの町長の答弁、全体的なものにつきましては理解をいたしましたし、しているところでもありますけれども、今年度の明許繰越の関係では町有林発注ということでもありますけれども、継続的にはどうなのかということが、現段階で考えられることがあればお聞きをしたいのが一つと。

それから、平準化問題。これは、北海道のみならず、例えばの話でございますけれども、事業があっても、地方の中小などはさまざまな実情から、なかなか入札行為もできないし、受注ができない。つまり、工期とかさまざまな問題がございますして、いわゆる消化不良の状態になっているというようなことで、企業全体が若干ずつ弱体化しているということがありますので、具体的に足寄町の実態としてどのように捉えているのか、現段階でお答えするものがあればお答えを願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

繰越明許等の手法によって、とりわけ4月、5月の対策という部分、これは今年度はそんな形で実施をしておりますけれども、これもなかなか難しい問題も一方であるということでございます。財源の問題を含めてです。

この間、国も含めて、国の予算づけ自体が、これも国に要望しているのですけれど

も、年度の当初予算に、ここ数年は余り予算づけがされないで、景気浮揚対策だとかいろいろなことでも補正予算ということで、これまた大型ということで、そういう予算立てというのがここ数年ずっと続いております。

そんなこともあって、私どもが国に対しても要望しているのは、やはり当初予算で予算を確保してくれないと、中長期的な計画が立たないのだと。いきなり、今年度補正予算つきます、いついつまでに手を挙げてくださと言われても、なかなかこれは現場で対応する事務作業も含めて極めて困難な状況もあるということもあって、そこら辺も要望しているところでありますけれども、なかなか難しい状況。

26年度につきましては、一定程度、対前年でいけば、総じていえば同額ないしは少し増額されているのかなという、そんな思いがしますけれども。ただ、昨年度の当初予算と補正予算との比較をしますと、これはやっぱりとてもではないですけれども、そのレベルには達していないということもありますから。ですから、また今年度も補正予算ということになるのかなという、そんな思いもしているところでございます。

それと、次に、今お答えしたことも含めて、平準化の問題もそうでもありますけれども、これもまた一方で難しい問題があるので、これは先ほどのお答えした労働力不足という問題です。これは、全国的な状況の中で、とりわけ東日本の災害の復旧、ここに多くの人が入入されているということも含めてありますし、それから北海道的には、これはいろいろなお話、情報収集もしているわけでもありますけれども、やっぱり新幹線問題があって、そちらのほうにいろいろな人手あるいは機械等も含めて、そちらのほうに相当人手がとられているといいますが、そんな状況も起こっているということもあります。

何人かの事業主の方ともお話をしているのですけれども、会社としては、それこそこれまでの実績からいきますと、もっと受注した

いという意向はあると。だけど、受注したはいいけど、先ほどお話ししたような状況があって、人が確保できないという、とりわけ技術的な部分ですよね。そういう問題もあるのだということで、なかなかこの平準化についても、そうあるべき、そうありたいという思いはしているのですけれども、なかなか正直言って難しい問題がありますけれども。しかし、答弁したとおり、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 今、町長が御答弁なされた近年の国の予算の問題は、私はマクロ的に申し上げますと、地方でも相当なマイナス傾向になっていると。加えて、先ほど申し上げた季節労働者の関係だけではなく、さまざまところで雇用の場につけない、あるいは町長から御答弁ございましたように、トータル的には地方の中小は技術面、高齢化、技術者がいなくなっている、それらには労働力がそういうことでかなり不足をしているということで、平準化の思いというのが、今、町長のほうからありましたけれども、私もそのことをしっかり、今、御答弁なされたこと、質問したことを、実は全道段階で4月下旬に、私も季節労働者関係の団体職員でございますけれども、中身は差し控えますけれども、地方の状態というものをきっちり訴えながら、どういう形になるのかわかりませんが、いずれにしても平準化と雇用の問題というのは、これは大企業のところはオーケーです。途中でどんと大型が来ても消化不良を起こさない。あるいは、相当低い価格で入札をしてくるという傾向があって、なかなか地方団体を含めて大変な状況だということで理解をしておるところではございますので、最後に町長が思いを含めて御答弁ありましたように、継続的に中央等々に鋭意反映をしていただきたいということを申し上げて、

次のほうに移らせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

議長（吉田敏男君） はい、よろしいです。

6番（前田秀夫君） 続きまして、平和と安心・安全のまちづくりの政策について。

平和での世界の歴史をひもとけば、阪神淡路大震災、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故などが国内外で多発し、現在も我が国の先行きも、専門家発表での都市部の大地震による原発事故予測が定期的にといいますか、いろいろなところで報じられている。また、3.11大震災での原発事故の復興は、何ら進んでいないと言っても過言でない状況があるのではないのでしょうか。とりわけ、森林地帯の除染は、御承知のようにチェルノブイリでも、いまだかつて除染の見通しが立たないという状態でございます。

以下、下記の事項について町長の御所見をお伺いをします。

一つ、当町でも平和都市宣言がなされておりますが、そうした平和と安心・安全施策として、その重要性を政策実現するための地方からの発信の結集が不可欠と考え、我が国の戦後の歴史を顧みて、ウラン・プルトニウム・化石燃料から脱却するためにも、当町での豊富な森林資源の利活用によるバイオマスによる新エネルギー開発の具体化と拡大が肝要と思われまます。

また、3.11への我が町の三陸への思いとして、町職員も派遣をし、農協と連携し、その協働として風評被害へのアプローチも表明し、支援策をとってきた経過もある。

以前の議会での一般質問でも、私6番議員として提起してございますけれども、新エネルギー宣言の町として宣言の提起は、町民の安全・安心確保が求められ、当時、国から認証された足寄町バイオマスタウン構想があり、その資源は大きく分けて森林系資源、農業系資源であり、森林系バイオマスは木材の無限資源とされ、農業系資源堆肥生産による循環型農業としての1府6省の補助金支援が

可能とされてきた経過認識について、再度町長の御所見を伺いたい。

一つ、当町としてのバイオマスは、木質バイオマス燃料開発をし、環境に優しい新エネルギーとして町内外からも評価されている。また、一部家畜ふん尿でのメタンガスバイオマスで、実績として検証もされている事例もあります。これらは、町長の政策はもとより、近年の歴代経済課職員の汗の結晶とも言えます。

こうしたことに加え、6月10日、定例議会冒頭に、町長の行政報告で木質バイオマス・地熱活用の地域資源の新エネルギー策の具体の状況は、その実現に向けて大きく一歩を進め、社会全体の求める極めて画期的なこととあります。そうした町の資源を新たなエネルギーとして実現方向が明らかになり、その事柄からしても、職員の汗も広く町民に示す上で、再度新エネルギー宣言の町として宣言すべきと考えますが、御所見を伺いたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 平和と安心・安全のまちづくり政策についてお答えをいたします。

町民の安心安全な生活環境を維持する上で、森林系・農業系のバイオマスエネルギーの活用は重要なことであると考えておりますが、先ほども述べたとおり、現段階では本町の強みである豊富な地域資源量を産業分野で利活用できるか、関係団体と協議を進めている状況でありますし、新エネルギー宣言の町ということを行える段階ではないということをお理解をいただきたいというふうに思います。

まずもっての答弁は簡単な答弁でありますけれども、この中身は極めて深いことだというふうに思っていますので、再質問の中でまた議論を深めたいというふうに思いますので、とりあえずの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 先ほど来、関係しま

した事案につきましての質問やら御答弁いただいていますので、極めて私としては、この席に立つ前からこの町にお世話になって、大変な関心を持ちながら、一口で言いますと、70年間お世話になった次第でございますけれども、現実問題として、今、町長が御答弁のとおり、さまざまな取り巻く情勢、歴史等と今後の動向ということになれば、団体を含めてその段階には至っていないということでございますけれども、そこは理解しませんが、でき得れば、今定例会の議会表明として、文言も町長なりきの文言を表明していただきたいと思っておりますけれども、考え方があればお聞きをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをします。

さらには、先ほどお答えした部分の私の思いも含めて少しお話をさせていただきたいなというふうに思います。

まず最初に、議員の提案は新エネルギー宣言の町というような、そんなことを表明できないかということとありますけれども、これは先ほどもお答えしたとおり、その段階にはないというふうに思っています。それは、具体的なものというのがまだ特定できていないということもありますし、それはそういうことで御理解をいただきたいなというふうに思います。

なお、この間の我が町の新エネルギーを含めて、木の関係を含めて、バイオマスの関係につきましては着実に進めてきておりますし、そのことが一昨年でしたか、10月に経済産業省が進めております新エネルギーパーク構想の中で足寄町も認定を受けたということで、これは太陽光、それから温泉熱利用、あるいはペレット、あるいはバイオガスプラントというようなことも含めて網羅して、そういった認定も受けたということとありますから、これからも引き続きしっかりと取り組みを進めていきたいなというふうに思っております。

それから、少しお話をさせていただきます

と、木質バイオマスということで、これは新聞報道等で議員も御承知だというふうに思っていますけれども、我が町でも担当のほうに木質バイオマスの発電できないかということで、そんな深い検討までは行っていませんけれども、そんな議論もしたことがあります。一番の懸念は、木質バイオマス発電ということになれば、地域の山、はげ山になるのではないかという、そんな実は一方で心配も出てきたということでございます。

今、道内で具体化しているのは、紋別地区で巨大な発電施設をやるということになっています。ここで想定されているのが年間20万立方です。参考までに申し上げますと、我が町、これはカラマツだけで限定しますけれども、カラマツの年間の平均の生産量というのは大体7万から8万立方なのです。これは、カラマツだけです。ほかの樹種も入れればもっともっと多くなりますけれども。正直、紋別の計画をお聞きしたときに20万立方、これは壮大な計画だなというふうに思っています。

あわせて、そこ1カ所だけかということ、そうではないですね。江別でもそんな計画もありますし、それから苫小牧でもあるやに聞いております。ですから、自然環境にやさしい木質バイオマス発電、これは私は国の責任だというふうに思っているのですけれども、これはよほど計画的にやっていかないと。それから、世界的に見ても、これは大型の発電、余り成功している例はないと言うのですよね。

ですから、これは何を言いたいかといいますと、先ほどの最初の御質問にもお答えをしましたけれども、やっぱり私どもの恵まれた森林資源を後世にしっかりつなげていかなければならないというのが私どもの使命だというふうに思っております。

そういう中であって、どう有効活用していくのかという、この視点をしっかり見失わないで持っていけないと、こっこのほう、何を

言いたいかということ、経済性だけを追求していったときには、一方でまた大きな落とし穴みたいなものもあるのかなと、そんな思いをしているところでございます。

ですから、いろいろな方々といろいろな議論を重ねて、地域に合った取り組みというのは何なのかということを見出していききたいなというふうに思っているところでございます。

今の国の流れというのは、やっぱり経済対策が最優先ということで、農業分野もそうですし、林業分野もそうですけれども、成長戦略ということで位置づけしてくれることは極めてこれはありがたいことなのですけれども、しかし行け行けどんどんで行ったときに、後ろを振り返ったときにどういう現象なのかなということもしっかり検証していかなくちゃ、これはちょっと将来に禍根を残すようなことになりかねないなというふうに、私としてはそんな思いをしているところでございます。

もちろん、議員の中にも林業にかかわっている専門家の方がいらっしゃいますから、いろいろな御意見を頂戴しながら足寄町に合った、もっと言えば足寄町の恵まれた森林資源を守りつつ、そして地域の中でいかに循環をさせて、もちろんこれは地域内の経済ということもありますし、そういったことも含めてしっかりとした継続した取り組みをやっていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） ただいまの再答弁といいますか、具体的に新エネの取り組みの状況ということで、近年の認定事案ということで、引き続き汗をかきたいというお話と、それから木質バイオマスの、私も新聞を見ましたけれども、いわゆるこれは根っこのところは国の案件であるということでございますけれども、とりわけ足寄町としては、イコール発電ということにならなくても、この間、平

成13年以来、宣言ではないですけれども、木質ペレットを初めとして研究会などの皆さん方の御苦労があって今日の状況で、私どもの町でも町役場とか公共施設などに新しい、それこそ環境に優しい木質バイオマスエネルギーが拡大をされているということは、これは町内外、道内外あるいは外国からも注視をされてきた経過がございますので。

一番町長として懸念されているのは、いわゆる発電問題は山の状態がどうなってくるかということで、必要なものを生産をしていくと、山の状態が持ちこたえられなくなってしまって、循環型が困難になるということになれば、前々回の議会でも町長もお話されていますように、これはやっぱり先人の遺産でありますから、後世に残していかなければいけないということで、今御答弁があった森林資源の循環で有効利活用を重視していく。イコール必ずしも経済論ではないということでありますので、今後以降も国有林、極めて困難な状況でございますけれども、町有林、民有林と連携をしながら、町としていわゆる資源の循環型でさまざまな日差しが当たるような、従来までの政策を継続をして強く要望しながら、平和と安心・安全のまちづくりについては終わり、次の項に移らせていただきますが、よろしゅうございますか。

議長（吉田敏男君） はい、よろしいです。

6番（前田秀夫君） それでは、地域間格差問題につきまして。

近年、不安定かつ地方軽視の政権交代が繰り返され、官民の格差を初めとして勤労労働者の労働環境改廃による賃金格差が急降下で強いられております。我が町の勤労労働者も同様に追いやられて、生活設計がなり立たぬ状態であり、このことが続けば町経済も弱体化し、地域は一層厳しい財政に追い込まれる要因にもつながり、税収・購買力降下などもあり、町民生活にも波及することは明らかであるとありますが、具体的な対応策があればお聞きをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 地域格差問題についてお答えをいたします。

依然として地域間の経済格差があり、そのため、地域間格差を縮小させるべく国、地方において対応しているところでございますが、解消は極めて困難な状況であるというふうに認識をしております。

本町としても、格差解消は重要な課題であることから、関係機関と連携をしながら今後も地域の声を発信するなど、方策を考えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、質問に対する答弁とさせていただきますというふうに思っています。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 総体的には今の御答弁で、そう私の考えとは変わらないものが大半でございますけれども、まずは地域間格差を縮小させるように国、地方に対応していくと。しかしながら、解消は困難という状況でありますけれども。

私もいろいろさまざまな町といいますが、地域の勤労者から意見やら実態を寄せられているところでございますけれども、地域間格差につきましては、平成十五、六年度のやつですけれども、経産省のいわゆる経済財政政策担当大臣の内閣府報告書によりますと、いわゆるこの時点の格差としてのポイントとしては、地域の捉え方とも同様でございますけれども、地域間消費格差は長期的に見て縮減していくよと。こういうふうになっているわけでありまして、今、町長から話がありましたように、縮小という、これは公文書でありますからということで、源であります経産省の政策担当大臣が、この平成16年からもう8年もたっていますけれども、どんどんこの格差が広がってきている。

まとめて申し上げれば、一つには勤労労働者さらには高齢者、さまざまな形で年金を含めて影響をしてきているという実態だということでありまして、経産省の話をここでする

のはどうかなというふうに思いますけれども、いわゆる縮小要因がありますよということで、国の報告から8年もして、町長が言いましたように、国、地方において対応していくということはありませんけれども、解消は困難だということは、このことは単に足寄町のみならず放置はできないということでもあります。

地域間所得で要因分析としては、これも経産省からの公文書でありますけれども、分析手法としては、私も具体的に横文字は得意ではないのですけれども、OECDからのこれはペーパーでございますけれども、いわゆる資源要素と要素分布の状況及び政策的な要因による影響を受けているとしてあります。

この関係で、そのことを我が町に置きかえた場合、今の町長御答弁でおおむね了解はしましたけれども、どのように今後こういった経産省等に対して求めをしていくのかと、あるいは、地域の実態をどのように反映させていくのかということの具体の話がありましたら、再度お聞きをしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私の考え方といいますか、少しお話をさせてもらいたいというふうに思っているのですけれども、いわゆる地域間格差がどうして出ているのかなというところでいきますと、やっぱり私、これは私の本当に個人の思いでありますけれども、やっぱり今の国のありようというのが経済至上主義、いわゆるもっと簡単というか、辛辣な言い方をすれば、もうからないことはやらないということに余りにもなり過ぎてはいないのかなという、そんな思いがしております。

もう少しお話をさせていただきますと、私は経済のことは余りわかりませんが、いわゆる金融経済と実体経済があるのだと、大別するとそう思いますけれども、どうも金融経済ばかりが、これは日本だけではなくて世界的にそんな仕組みづくりになってしまったのかなという思いしますけれども、実体経

済がそれぞれの地域に人が暮らしているわけでありまして、その地域内の循環も含めて、その経済状況がどうなっているのかというと、やっぱりともかく競争社会になってしまえば、とりわけ我々の住む足寄町も含めて、田舎は本当にもう生き残れないような状況になってしまうという、そんな思いをしています。

一つ具体例を挙げますと、私はTPPなんていうのは典型だというふうに思っているのですけれども、足寄町の基幹産業というのは今さら言うまでもなく1次産業、すなわち、もっと言わせてもらえば、やっぱり人間が生きていくためには、額に汗をかいて、そして収入を得て、そして生計を立てていくというのが一番の原点だというふうに思っておりますけれども、そここのところが脅かされているのだというふうに思っております。

詳しくは時間の関係もありますからお話しできませんけれども、その最たるものが私はTPPだというふうに思っております。これは、地域が崩壊する、おまえさんは大げさだよと言われるかもしれませんが、このままの状況で突っ込んでいってたら、私は足寄町は本当に壊滅に近い状態になってしまうのかなと、そんな思いをしております。

そうは言っても、やっぱり生き残っていかねばいけなわけですから、全滅ということはないのかなというふうには思っておりますけれども、そんなことも含めて、この地域間格差というのは、本当に一自治体あるいは十勝だけで何とかできるのかなという、これはなかなか難しいなという思いをしております。

ですから、本当に今まさしく大きな時代の転換期なのかなというふうに思っておりますけれども、本当に国の政策としてどうあるべきなのかというのを、やっぱり地域からどんどん声を上げていかないと、ちょっと心配な部分があるのかなと、そんな思いをしております。

ちょっととりとめのないお話で、答弁に

なったかどうかわかりませんが、私の思いも含めて答弁とさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 町長もさまざまな労働経験者でございまして、私から見れば、そういう汗を注いできて町政を担っているという理解でこの場に立っておりますけれども、いわゆる今、後段で申し上げておられます町から、あるいは市町村段階、十勝段階、道段階で、いわゆる発信をしなければならないと。政策の転換を求めなければならないということだと思えます。

それは、この間、私は足寄町の町長としてもなされているというふうに思いますけれども、顕著に中段で回答ございました市場競争原理主義というやつが、なりふり構わず地方あるいは勤労労働者に刃を向けてきているということでありますので、ＴＰＰ問題を含めて、我が国あるいは足寄町、全道の問題として、私も町の対応の仕方については全面的に評価をしながら頑張ってきたつもりでありますけれども。

先月でありますけれども、このＴＰＰ問題につきましては、ちょっと案件から少し横道にそれるのかもしれませんが、まとめのボスでございます、源であります全中あるいは我が国の経済連も、現在の政権寄りにしていくよということが新聞、テレビ等で報道されておりますことは、極めて今言う格差問題を含めて、つまり都市型政策といえますか、地方を顧みないと、勤労国民を顧みないということで私は理解しておりますので、ぜひ一口で申し上げれば、政策が本当に地方に、あるいは勤労労働者に、あるいは高齢者・弱者に日の当たる政策となるように、一層の町長としての手腕に御期待をしながら、お話はひとつ終わりますけれども、この関係でもう一つは、よろしゅうございますか、議長。

いわゆる年次経済のやつは、さっき話をしましたけれども、時間の関係もありますけれ

ども、地域格差というのはなぜ生まれるのだろうかということで、回答もありましたけれども、これは平成18年の7月段階の話でありますけれども、これも公文書でございますけれども、地域間格差の推移とその背景ということで、おおむねここに資料が50ページぐらいあったやつをまとめてきたわけでありませぬけれども。

中身についてはこの場になじまない、あるいは制約時間もありますので、要旨を申し上げますと、この地域間格差の推移とその背景ということで、梶善登先生が平成18年7月段階で、一つは地域間格差の動向、もう一つは地域間格差の要因、さらには産業構造と地域間格差の背景。具体的には、近年で申し上げますと、そう近年でもないですけれども、オイルショックからバブル崩壊までの話、もう一つはこの間、失われた10年からどういうふうにこの地域間格差をなくしていくのかということが実は話をされています。

そこで、限られた時間ですけれども、具体的に一つ、二つ申し上げますけれども、いわゆる、このことを地域として捉えた場合は、では我が町がどうしていくのかとひとつ考えたわけでありませぬけれども、いわゆる先ほども類似案件で町長が御答弁ございましたけれども、我が町は人材育成と労働力生産に絞られてきますけれども、言われているもう一つは例の道州制の問題。この導入でさらに地域間格差が深まったよと。これはどこで公式見解を出しているのかということ、国交省であります。

そういうことで、我が町の解消策ポイントとして、これこれというものはなかなか難しいという話ではございますけれども、つまり我が町には、先ほども言いましたけれども、どのこととは申し上げませぬけれども、先人からつないできた資源。そういった資源をしっかりと循環させて、地域山村経済活性化としての政策を従前にも増して厳しい経済逼迫状況でありますけれども、先ほども町長はＴＰＰ問題に触れましたけれども、これは先ほ

ども私が、経団連も要するに全中も今になって地方無視ということになっていきますので、そういう悪しき動向でありますけれども、そういうことで農業のみならず雇用、医療などなど、基幹産業を含めて大変危機的な状況ではなかるかということでございますので、まとめとしてこの間の町長の政策の成果を踏まえつつ勤労労働者に日が当たるまちづくりを展望し、再度町長の総体的なお答えをお伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 大変難しい質問で、御答弁も難しいのですけれども、ただ、思いを言わせていただきますと、やはり足寄町の置かれている条件あるいは資源を含めて、やっぱり何を根底に置くかという、やはりこの町で生きていく、あるいは町を形成していく上で、やっぱり基幹産業、1次産業の農と林をしっかりと支えるべきところは支え、支援すべきところは支援をしていく、そこからの広がりによって今後どう展望を切り開いていくのかと。

当然、観光産業も大事ですし、どうしてもいいなんていうことは思っていませんけれども、しかし、安定的に持続的にこの町を継続して維持、発展させていくためには、そこを見失ってはいけないのだというふうに思っております。

この間、いろいろ過疎が進んでいますから人口減対策だとか、商工会さんともいろいろなお話もさせていただいておりますけれども、ある意味、頼りない首長だなと思われるかもしれませんが、特効薬は私はないというふうに思っております。

これはまさしく、先ほど議員もおっしゃっておられたとおり、足寄町だけでなく日本全体の、これは産業構造の変化も含めて、当然便利な形、あるいは機械化を含めて、IT化も含めて、これは否定すべきものでも何でもありません。

ただ、そういう中であって、それぞれの地域がどうやったら、あるいはどうあるべきか

ということも模索をしながら継続していくということが重要なことだというふうに思っているところでございます。

当然、先ほどTPP問題とかちょっと横にそらしましたけれども、企業は当然利益を追求するのは、これは当たり前ですし、そこは否定しても仕方のないことであって。それを否定してしまいますと、企業なんて成り立たないわけにありますから、そういう企業の活動も含めて、日本全体がどうあるべきかという真摯な議論をしていかなければいけないのだというふうに思っております。

そういう意味では、現段階で私が思っているのは、批判とかそういう意味ではないのですけれども、最近とみに感じているのは、やっぱり今の政府はいろいろな地方の意見、あるいはいろいろなところの意見を聞くという姿勢、ちょっと弱いのかなというそんな思いをしております。

我々は、首長の集まりで十勝の町村会、あるいは全道町村会、あるいは全国町村会という組織を持って、いろいろなことを提言したりしてはいますけれども、なかなか聞き入れてもらえていないというのが今の状況かなと。そんなことで批判的に、余りにもちょっと独善的ではないかとか、そういうことは話をするのですけれども、しかし、いずれにしても協議検討していく中で、あるべき姿というのをお互いに導き出していく以外にないというふうに思っております。

そういう意味では、まちづくりについても、これは議員の皆様方との連携あるいは議論、討論も含めながら、これからの足寄町のありよう。

過日、新聞報道で消滅自治体なんていう衝撃的なことの新聞報道がありましたけれども、そもそもあんなこと自体が、新聞報道されること自体がどんな意図があるのかなというふうにちょっと疑問に思っているのですけれども。消滅なんかさせてはならないわけですし、消滅なんかしないというふうに思っていますけれども。

いずれにしても、いろいろ難しい問題がたくさんありますけれども、しかし、皆さんの英知を結集しながら引き続き足寄町の存続・発展のために努力をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 町長の再質問といたしますか、まとめの御答弁、思いを含めてお話がありました。

一つは、あえて環境の施策重視、さらには過疎化対策。町長の捉え方のものだとしても、私の認識と一致をすることでございますけれども、現状、歴史を含めて、いわゆるこの町で生き続ける思いだということをおっしゃられておりますので、具体的には私は林業ばかりに近い一代弁者でございますけれども、私がこの長い歴史からも振り返ってみましてコンパクトに申し上げますと、いわゆる高性能問題を含めた林業機械の導入については、さまざまな問題がありますけれども、いわゆる山の崩壊と技術者集団がなくなってしまってきているということが現状面として出されていますし、それから森林等で人材を見たときに、重要視した政策をしなければならぬのに、我が国は、これは国ばかりではないでしょうけれども、どこかの都道府県でも新聞で見ましたけれども、国とすれば、戦後から……。

戦後の話は古いですからやめますけれども、ほぼ20年ぐらい前から産業の空洞化ということがどんどん進められて、いわゆる国内地域では労働力不足、人材不足、技術者集団もないということの状態をつくりながら、現状、先ほども申し上げましたように、市場競争原理主義をどんどん乱暴に推し進められているという現状でありますので、最後に町長が御答弁されたように、いわゆるこの町で生き続ける思いということを継続的に、さらに汗を注ぎながら政策を仕上げていただきたいということを申し上げまして、私の一

般質問を閉じさせていただきます。

以上、どうもありがとうございました。

議長（吉田敏男君） 以上で、6番前田秀夫君の一般質問を終わります。

時間が若干早いと思えますけれども、昼食のため、1時まで暫時休憩をいたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番田利正文君。

7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問させていただきます。

地域的特性を生かした地域・経済の活性化の取り組みについてであります。

人口の減少、高齢化、限界集落化という状況は、農村・都市部を問わず全道どこの自治体でも抱えている課題だというふうに思います。

町民の日常生活に欠かせないエネルギー、ここでは電気、ガス、熱源などとしていますが、それと食料、雇用を地元でつくり地元で使うということができて、今まで町外に出ていたお金を町内で流通させ、余剰分を販売し、その分が生産、加工、流通、販売等の関連業者、労働者を通して町内に還元されるということができれば、地域循環型の経済が実現できるのだと思います。

実際にエネルギー、食料も自給率100%を超え、雇用の拡大、人口の定着を成功させている自治体も生まれています。

昨年4月からの6カ月間で約66万人余りの観光客が来町しています。この人たちの足を1時間でもとめて、町内探索、町内で消費をしてもらう、足寄町をアピールしてくれる、また来てもらえるような対策が必要だというふうに思います。

こうしたことから、以下の点について町長の所見と、具体化されている、あるいは検討中のものがあるのかを伺いたいと思います。

1点目、食料、エネルギーの地産地消という体制が少しずつでも進んでいけば、新たな雇用を生み出し、地域・経済の活性化ということにつながっていくと思うわけですが、特に食料、エネルギー、観光の分野の活性化について伺います。

2点目、ジオパーク的視点及び人工的景観など、足寄の地域的特性を生かした取り組みと観光を結びつけるために、感想文つき見どころポイント案内図などの作成について。

3点目、足寄町開拓の歴史を知る上で、建造物、駅、学校、神社、記念碑などの存在は大変貴重だというふうに思います。それらと観光を結びつけるために資料つき案内図などの作成について。

4点目、町内で自分の住んでいる地域をどう活性化させるか、勉強会を始めた方々や、足寄の特産品をつくり、アピールするための努力をされている方々がおられます。こうした方々の交流、懇談、打ち合わせをする場として、公共施設の無償利用、自治会のようにグループ名を改めて登録しておくというようなことで、さまざまな思いを持って活動している人々を横でつなぐ仲介者・コーディネーターの育成、紹介、派遣が必要と思います。

同時に、今表題の調査、研究、検討をする役場内の体制が必要と思います。

以上のことについて、町長の所見と、具体化されている、あるいは検討中のものがあるのかを伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の地産地消を生かした雇用の確保につながる食料、エネルギー、観光分野の活性化策についての御質問ですが、足寄町農業協同組合において、農産物加工処理施設でのラワンブキの加工、畜産物処理加工施設でのチーズ製造の再開、6次化産業としてのイチゴ栽培などが行われております。

また、エネルギーの分野では、住宅用太陽光発電システムや木質ペレット燃焼機器の導

入の補助政策、及び地熱資源活用やバイオマス導入に向けた検討を行っております。

観光では、道の駅や地域交流物産館を活用したJAあしよる直売所「寄って美菜」を中核とした取り組みを行っております。

2点目の足寄町の地域的特性と観光を結びつけるための取り組みですが、本町で行われるイベント及びその取り組みへの感想などは、あしよる観光協会がブログ等を利用した情報発信を行っておりますし、見どころポイントを盛り込んだ観光案内図については、道の駅に設置をしております。

また、観光パンフレットについては、地域の特性だけではなく、商店街の活性化など地域振興につながる内容を盛り込んだものを商工会に委託し、作成をしております。

3点目の御質問についてですが、足寄町の開拓を知る上で、建物は大変貴重なものとして足寄町史に記載しておりますが、これらの貴重な歴史的建造物を観光施設として保存、維持し、安全を確保した上で公開し利用するには、多くの時間や費用を要することから困難であると考え、現在の観光案内図やパンフレットでの対応しております。

4点目の御質問についてですが、地域活性化や特産品の作成などに取り組まれている方の公共施設の無償利用については、公の施設条例施行規則による使用料の免除の規定により対応させていただくこととなります。

また、個々のさまざまな取り組みをつなぐ体制はありませんが、分野ごとの活動に係る仲介や調査、研究、検討する役場内の体制については、例えば特産品開発であれば、経済課が担当して全般的に対応しており、詳細については課を重複することもありますので、各課連携しながら対応しているところでございます。

今後も地域的特性を生かした地域経済の活性化の取り組みについては、より積極的に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番。

7番（田利正文君） 繰り返しになります
が、私の一般質問の文書の中で地域・経済の
活性化としています。

今回の質問は、地域をどう活性化させるの
か、別の言い方をすれば、足寄町という町に
にぎわいを取り戻すためにどうすればいいの
かということと、地域経済をどう活性化させ
るか。町外に出ていくお金をできるだけ少な
くし、町内で循環させる。町外から入って
くるお金を多くすることができないかという、
表現が正しいかどうかわかりません。正確か
どうかもわかりませんけれども、そういう二
つに分けて話をしているつもりであります。

しかし、これでは余りにも大き過ぎるし広
過ぎるので、あえて今回は観光にかかわるこ
とについてのみ幾つかに分けて質問したわけ
であります。改めて町長の所見を伺いたい
と思います。

1番目の質問であります。事例を挙げて
伺いたいと思います。

食料の分野の件ですが、剣淵町の農業者グ
ループが試行錯誤を繰り返し、学習会を何回
もやり、大変な努力の結果、300種類を超
える野菜をつくり、町内はもちろん都市部の
レストラン、ホテル等にも納入するようにな
っているようであります。そして、軽トラ
ックで各地のイベントでの販売や、もちろ
ん私自身なんかが見せてもらった写真もあり
ますが、見ても見たこともない、名前もわ
からないというのがいっぱいあるのですけれ
ども、その名前の紹介から始まって、調理の仕
方、おいしい食べ方、新しい商品開発につな
がっていると。そして、その結果が剣淵町の知
名度アップ、農業者間の結束の強化、あるい
は農業者の意欲の向上、結果として地域経済
の活性化につながっているのだというふう
に思います。こうした取り組みは、美瑛町の農
民の中でも行われているようであります。

もう一つ、エネルギー分野の問題でありま
すが、海沿いのある町に、あえて名前は言い

ませんが、大型の風力発電施設が42基あり
ます。そのうち町所有のものは3基、他のも
のは町外業者が所有しております。町所有3
基の売電益と町外業者所有の39基の固定資
産税が町に入るだけで、多くの売電益が町外
に出てしまう。これでは地域経済の活性化に
はならない実例ではないのかなというふう
に思っているわけです。

もちろん、全部がそうだという意味ではあ
りません。観光に役立っているだとか、景観
で風車の公園だとかというふうにして売って
やっていることもありますから、100%そ
うだと言っているわけではありませんが、対
象として挙げてあります。

これとは全く対照的な事例であります。滋
賀県の大津市内で、商店街の一角に琵琶湖
エネルギー株式会社が、先月、事務所開きを
行いました。同社の目的は、市民のための市
民によるエネルギーづくり。

事業の一つとして、琵琶湖エネルギーゼロ
円システム。これは、個人の住宅の屋根に太
陽光パネルを設置し、発電した電気は各家庭
で使ってもらう。余った分は売電する。設置
費用は市民ファンドで賄うために初期費用は
ゼロ円ということでありまして。屋根の持ち主
は定額料金を同社に支払い、11年目以降に
パネルが譲渡されるというのが一つ目の事業
です。

もう一つは、二つ目の事業ですけれども、
琵琶湖エネルギー発電プロジェクトといいま
して、公共施設や保育園や事業所、工場など
の広い屋根を借りて発電した電気を関西電力
に売る。そして、代金を市民ファンドに出資
してくれた方に分配をします。屋根の持ち
主、工場なんかには賃貸料が払われると。も
ちろん、こちら初期費用はゼロ円というこ
とです。パネル設置工事及びメンテナンスは
地元の建設業協同組合が請け負うというシ
ステムをとっているそうでありまして。これは
先月できました。

ここで私が言いたいというか、聞きたいと
いうことは、食料でもエネルギーでも町民が

主人公で、町民のための町民による物づくりという取り組みでなければだめではないかという考えであります。もちろん、100%そうでなければだめだという意味ではありません。

鹿追町の環境保全センターの視察に行ったときに、説明してくれた若い職員の方が、帰り際に僕らにこういうふうにしたのです。将来、鹿追町の車の8割が牛のふん尿で走っていますと言えるようにしたいと思っていますというふうに言っていました。若い職員の方が、自分の町の将来について展望と希望を生き生きと語れるのは、本当に素晴らしいことだなというふうに思いました。

そんなことも含めて、この1点目について再度町長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、田利議員から実例も含めて、いろいろ紹介がございました。

まさしく、あるのは民間活力といいますか、地域の方々が主体的にいろいろなところでチャレンジをしていく、そしてそれに対して行政が下支えといいますか、側面から支援をしていくと。これが私もあるべき姿だなというふうに思っているところでございます。

剣淵町の食の紹介もございました。今、我が町では、御案内のとおり、町の活性化につながる取り組みに対して助成をしますよということで、上限30万円という小さなものがありますけれども、これは活用していただいて活動している団体もありますし、先般も新聞報道、これは商工会が中心となって実行委員会を形成して、札幌の方々を足寄まで来ていただいて、そこで足寄のよさ、食べ物も含めて体験してもらおうということで、先日、新聞報道もあったところでございます。

この中でも、来たときのお昼、これは高道議員も加わっていますけど、これは地域の皆さん、いろいろな方々が参加しているわけがありますけれども、昨年からの活動を、ことしも引き続き活動。ことしも30万円の

補助金の採択もさせていただいたところでありますけれども、そういうような動きも出てきているのも事実であります。大変好評だったということもお聞きをしております。

こういう地道な活動が、まさしく田利議員が言っているところにつながってくるのかなと、そんな思いをしているところでございます。

今さらながらといいますか、私どもの実例でいきますと、まさしく芽登にあるペレット工場なんていうのは、本当に異業種の皆さん方が酒飲みをして交流する中で、何かできないかというようなことで、足寄町には豊富な森林資源、しかも山に投げられている材があるではないかということで、そこから、酒飲みから始まって。これは私、いろいろなところで、田舎の町の産学官のまさしくいい例だと、実現できた例だということで紹介もさせていただいたところでありますけれども、このことによって、わずかであっても雇用の場の拡大にもつながっているというふうにも認識しておりますし、まさしくこういう動きが大切なのかなと、そんな思いをしているところでございます。

先ほどの前の方の議員さんの質問にもお答えしていますけれども、いろいろな可能性調査を含めて、いろいろなことを検討、それから関係者とも協議をしているところでございます。

ですから、鹿追町の事例も出されました。鹿追のバイオガスプラント、あれは町営なのですよ。私どもも何回かお邪魔をし、いろいろなことも聞いていますけれども、それ相応の資金もかけていますし、それからもつとえば地理的な条件もありますよね。ですから、あそこは北電さんの買い取りもいろいろなこと、今現在、大きな2基目をやっているのですけれども、ここでは相当なやっぱり受け入れについてはいろいろな障壁が高かったみたいですが、何とかそこもクリアしてきたと。クリアしたといっても、これは地元の送電線の関係なのですけれども。

先ほど芽登のことを言いましたけれども、うちと比べるとさほど負担が大きくなかったということもあって、町財政の中で対応もできたということもあったのでしょうけれども、そういう展望が切り開けたということでもあります。

私どももいろいろな可能性調査の中では、いろいろなことも考えているところでございます。それこそ鹿追ではチョウザメですとか、あるいは土幌でいきますとフグですとか、いろいろなことをやっているのですけれども、私どもも検討の中ではいろいろなことも考えてはいるのですけれども、これがなかなか実現に向けてということになると、やっぱり一番大きな壁と申しますか、山と申しますか、やっぱり地理的条件が非常にあるなどという、そんな思いもしていますけれども。

しかし、可能性を探るという意味では、やっぱりいろいろな情報収集も含めて可能性を追求していくというのは、これは今後もしっかりとやっていきたいというふうに思っていますし、ある程度見えた段階では、当然議会のほうにも報告なり、あるいは相談をさせていただきながら、本当に議員がおっしゃっているように、観光面の側面からも雇用につながるだとか、あるいは地区内でどうやっていいものを循環させていくのかと、経済面も含めてやっていくのかというのは、これは私も同じ思いですので、引き続きまた努力をさせてもらいたいと思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） わかりました。

今の町長の答弁で、私の考え方と、地域経済の発展ということなのでしょうか、循環型というのか、そういうことについての差はないというふうに理解していいと思いますので、次に行きたいと思えます。

2点目に入るわけですが、2010年、平成22年1月13日に町民センターにおいて、地域の再生・持続・発展の方策を探ると

いうメインテーマで、地域資源の発掘と利活用のための人材育成と組織化というタイトルでシンポジウムが行われました。このときに、これは足寄町主催で担当は経済課だと思っておりますけれども、信州大学の岡野先生の提案がありました。

もちろん、そのときは私は議員ではありませんでしたけれども、私自身が北海道生まれでなくて関東か関西生まれであったならば、この話を聞いて、すかっとわかったのかと思ったのですが、当時はわからなかったのですね。そんなこともありまして、この先生の話と、それから私はことしの4月で足寄に来てまる8年になりました。この間の経験をもとにして、2問目からの再質問をしたいというふうに思います。

ジオパーク的視点及び人工的景観とは、読んで字のとおりで、観光協会のパンフレットでこんなのがありますが、これに書いてあるとおりだと思うのですね。ただし、ここに載っていないところ、先ほど町長は、古い遺産なんかについては危険度があるので載せていないということもありましたけれども、岡野先生が言っている地域的特性ということで、利別川の灰白色の絶壁、あれなんかは皆さんは見なれていると。だけど、都会から来た人は何だろうと思うのですね。それをどこに行ってみればしっかり見れるのかというようなことも紹介する必要があるのかなという思いがありまして、それであえてここに2点目を載せました。

例えばということで、具体例を挙げて、またこれも話をしたいと思います。

一つは、ドイツに在住している方で翻訳者の今井さんという方がいらっしゃる。もちろん、私はお会いしたことありませんけれども。ドイツを旅したときに、日本のガイドブックを手に入れて、ロマンチック街道、恋人たちの道ではなくて、ローマへ続く道という意味だそうなのですが、古代に都市と都市の間をつないだ道を、現在は観光用に整備したものだということなのだと思います。

それで、本人はとても満足したので、ドイツ人の集まっているところに行って、私こんなところに行ってきたのよって。ロマンチック街道ってすばらしかったのよという話をしたらしいのですね。そうしたら、ドイツ人の感想はどうだったか。はあ、何。その道、何って、こういう反応だそうです。それで、多分私のドイツ語の発音が悪いのだろうと思って何回も繰り返し発声をしたそうですけれども、通じなかったそうです。

後で調べてみたらわかったことですが、それは駐日のドイツ観光局が日本人向けに売り出したパンフレットなのです。それで大成功だったのですね。中世欧州の街並みにあこがれる日本人とアメリカ人に人気があるそうです。ドイツ人にとって、中世欧州の街並みは珍しくも何ともないのですね。僕らが見る雌阿寒や阿寒富士と同じなのですよ。

それを、日常景観の見なれたものだという事だということがわかって、そうしたらドイツ人は何がいいのですかと言ったら、何と言ったと思いますか。太陽を浴びて自然に触れながら海辺でごろごろしているのがいいのだと言うのですね。だから、大分違うなと思ったのですけれども、そういう意味で岡野先生の指摘しているところ、我々地元にいる人たちはわからないけれども、ほかから見ると、都会の人、道外から来る人については、足寄にあそこにこんなのがありましたね、役場の後ろにもありましたよねとかというふうになるポイントが必要なのかなと、そういう説明書が必要なのかなという思いがありました。

それからもう一つは、中札内だと思えますけれども、本州から移住されてきた方が自前で村の見どころ案内図を手づくりでつくっているのですよ。それを見ますと、全部は覚えてはいないのですけれども、ここを何メートルか行きますと、ジェットコースターの道がありますと書いてあるのですね。そして、そこを走ると、日高山脈に吸い込まれそうですというコメントをつけたのです。そして、

もう少し行って、 を越えて左折してください。500メートルほど走りますと、手打ちそばの美味しいところがありますというふうに書いてあるのですね。そういう手づくりの、いわばマップをつくってあるのですよ。こんなこともやっぱり必要なと思いました。

もう一つ、三つ目ですけれども、足寄で言えばグリーンツーリズムでやられている方の話を聞きました。上大菅地での話を伺いましたけれども、子供たちを夜、車に乗せて街灯のない農場に連れていく。そして、空を見てくれって言って上を見させる。そしたら、満天の星空を見て、男の子は、うわぁって言った、女の子は、うわぁ、すごいと言ったそうです。これだよなと思ったそうです、その方は。つまり、我々はふだん見なれていますよね、そんなものは。あおむけになれば見れるわけですが、それが都会人にはすごいことなのだという事ですね。そのことを活用しない手はないのではないかと、いうふうに思ったのです。

それから、四つ目です。本州から来た人で、これは私自身の経験です。車の屋根の上に自転車を載っけて、車の後ろに自転車を載っている方いますね。ああいうふうにやっている方にお会いしたのですけれども、中矢から上がって行ってミルクロードを走って、多分道の駅におりてきたと思うのですけれども、いや、すばらしいと言うのですよ。湖も見えるし、ミルクロードもすばらしい。なぜ、この道の駅に自転車を置いていないのと言うのですよ。なるほどなと思いました。それは、やるとすれば大変ですけれどもね、いろいろお金がかかりますけれども。発想はすばらしいと思いました。なるほどと思いました。

それからもう一つは、岡野先生の提言はさっき言いました利別側の灰白色の絶壁がつくる景観、これは足寄のあちこちにありすよね。それから、私も中札内の人の例を見ながら、できたらと思ったのですけれども、カ

メラとかパソコンが得意ではないものですから、つい忘れるのですね、出かけるときに。そして、上大誉地のほうから見る雌阿寒と阿寒富士、それから螺湾のほうに向かって国道走っていくときに両方が見える、あるいは阿寒富士だけが見えるという場所があるのですね。そここのところからカメラで写真を撮って、写真をつけてこんなふうな地図をつくったらいいなと自分では思ったのですけれども、まだできてはいないのですけれどもね。

そんなことがありまして、そんなことを個人ではなかなか難しいけれども、集団で議論すると、あそこだって、ここだってこういうポイントあるよというようなふうになるのではないかと思ったのですよ。そんなことも含めて、足寄の地域的な特性を生かしたというのは、そういう意味なのですから、そんなことでの提案が必要ではないのかなというふうに思います。

もう一つは、商工会の道の団体、正式名称何ていうのかわからないのですけれども、道商連というのでしょうかね、そこが道の駅を中心としたまちの活性化をということで提言しているというふうに、この前、新聞に出ていましたけれども、例えばということで、ドイツのベルリン、ドレスデンという町で導入されているのだそうですけれども、歩行者用の信号機ありますね。赤、青の。それに人型のマークが出るのだそうです。アンペルマンというのだそうですけれども、ドイツ語で信号男というのだそうですけれども、それが視覚的にもわかりやすいだけではなくて、かわいらしくて世界中にファンがいるというのですよ。

例えばということで、それを具体化したら、足寄の道の駅のところの近くとかに、例えば松山千春さんの人型が出てくると。そして、出てきて、青になって渡り出したら千春さんの曲が流れるよとかなんてことになったら、おおっと思いますよ。千春ファンにしたらたまらないですね。そういうことって、活

性化の一つのアイデアとしては使えるのかなと思ったのです。それをやるかどうかは別ですよ。そういうことですね。

それからもう一つは、北は保育所、南は博物館まで、西はネイパル、東は役場までの範囲で、国道だとか駅前通りというのは広いからちゃんと白線が横にありますよね。その歩道との間に自転車専用車線というのか、専用帯というやつを色分けしてちゃんとつくって、自転車で走れるようにして、役場の裏から見れば、こういう役所の壁がこうやって見ますとか、それから役場の裏へ行けば、こういうペレットボイラーが見えますとかというようなことも含めて、そういう町内の散策マップみたいのもあってもいいのではないだろうかということも、すぐできるかどうかは別として、検討する価値はあるのかなというふうに思ったものですから、その点についてどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） いろいろな事例も含めて、御紹介も含めてお話をいただきました。

まず、観光パンフレットのなことにつきましては、先ほども答弁したのですけれども、従来は行政がつくっていたのですよ。それではちょっとということも含めてあって、やっぱりこれは議員言われているとおり、町なかの商店街のことも含めて、あるいは観光的なことも含めて、これはお金は町が出すから、そういったことの構成も含めて、もちろん町が全くかわらないという意味ではないのですけれども、その作成の主体についてはやっぱり商工会なり、あるいは観光協会なり、やっぱりまちのことをよくわかっている、行政の狭い視点だけではなくて、そういう方々の知恵を出し合っていて作成してほしいということもあって、今のある観光パンフレットあるいは案内ということになっているというようなことでございます。

議員が言われている、いいところというのはたくさんあるのだというふうに私も思って

います。

私も、新得の共働学舎の宮嶋さんのお話を伺ったときに、あの方がまず新得に来たときに何をやったかという、このまちの宝物は何かなというところから始まったというお話を聞いたことがあって、私も相当前でありましてけれども、商工会の皆さん方あるいは婦人部の皆さん方にも、こんな話を聞いたと。

これも、議員おっしゃっているとおり、我々は日常、このまちに住んでいるわけですから、本当は外から見たらすばらしいものがいっぱいあるのだけれども、我々にとっては当たり前で見過ごしている部分もあるのかなというようなそんな思いもあって、皆さん、足寄のまちの宝物探しをしましょうやって、こう問題提起もしたことはあるのですけれども。

いずれにしても、いろいろな着眼点あるいはいろいろな取り組みできるのだというふうに思っていますけれども、この部分は本当に大いに、行政は知らないということではありませんけれども、やっぱり町民主体の中でいろいろな思い、いろいろな集まりもあるのも事実でありますから、そういう中で、ふだんからも町民の多くの皆さん方の中で、酒飲みの席でもそんな話もされているのだろうというふうに思っていますから、それを行政の立場でいけば、そういった部分をいかに拾い上げていくのか、あるいは商工会、あるいは観光協会、もっと言えば経済団体も含めて、そういう声をアンテナを張って拾い上げて、生かせるものは生かしていくというのが、やっぱりこれからのまちの生き残り策の一つなのかなという、そんな思いしていますから、またその点、きょうの御意見も踏まえながら努力をさせてもらいたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） わかりました。

3番目に移るわけですがけれども、岡野先生が講演したときに、相当、今考えればすごい

ことを提案されているのですね。それをどうやって具体化するかというのは、受けた僕ら足寄の町民が具体化しなければいけないのだろうなというふうに思ったのですけれども、しょせん私一人の能力では全然歯が立ちませんので。いろいろ考えたのですけれどもね。

この前、旭町の町内会で集まりがあったときに、年配の方から、福島県人会の碑があるというのは知っているかと言われたのです。もちろん知りません。どこにあるのですかって聞いたら、螺湾のまち越えて国道へ行くだろう、そうしたら橋があって、橋を渡ったらすぐ左に曲がるのだよと言うけど、曲がる道なんかなかったなと思って、いよいよわからないから、済みません、連れていってくれませんかかって連れていってもらったのですよ。そうしたら、橋を渡ったら本当にこんな急なところを上がっていったら、上が平らになって足寄神社があって、馬頭観音があって、その横に福島県人会の碑って物すごいでっかい碑があるのですね。

それを見てびっくりしたのですけれども、こんな感じなのです。裏側がこんな感じ。台座がすごい高いのですよ。碑に裏表こうやってびっしり文字が彫ってあって、台座にも全部4面文字が彫ってあるのですね。そこに誰々金1円とか、当時のやつも全部書いてあるのですよ。足寄町史をだっと目次で調べたのですけれども、これは載っていないような気がしたのですね。

だから、たまたまこんなことがあったものですからね。そして、秋田県人会の碑もあるというから、神社の裏へ行ってきました。そうしたら、秋田県人会の碑もありました。けど、これですね。ずっと小さいですね。福島県人会の碑は大き過ぎて、そばに寄るのが恐ろしいぐらい。これは何でとめてあるのだろうと、このばかでかいやつをと思いました。倒れてきたら即死ならいいけど、足とか手だけが1本挟まったらえらいことですねというように思ったものですから。

これを私に紹介してくれた旭町の84歳の

方が健在のうちに、何て書いてあるのかということ記録しておかないと、なくなるなと思ったのですよ。それも、こんなふうきれいに復元する必要はないと思うのですけれども、文書として残しておく必要があるなというふうに思ったのです。

その方いわく、これ、ここにあるべと。これ、私のおじいちゃんだと言うのですよ、84歳の方が。というようなこともありましたね。

途中にこんなのもありましたね。官設駅通所というのでしょうか、駅の当時あったという碑が螺湾に行く途中にありましたね。こんなのもありましたけれども。

こんなのが足寄の町内に、神社、馬頭観音、それから学校、駅、橋梁、線路がここにあったよというのがわかるような、銀河線も含めて、もとの森林鉄道も含めてですけれども、そんなのがどのくらいあるのかというのはつかめているのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（寺地 優君） 足寄町の歴史的なものかというふうに思っておりますけれども、例えば学校で言えば、過去に昭和36年ごろには25校ありましたし、中学校を含めて多くの学校がありましたけれども、現在は大半が解体されておまして、一部老朽化して残っているということでございます。

また、コンクリート建造物で言えば、旧の硫黄鉱山跡だとか、森林鉄道の橋架の部分が一部残っている部分がありますけれども、これについても荒廃していると。近づくことも非常に危険な状況になっていることもあります。

さらに、記念碑につきましてでございますけれども、記念碑につきましては、議員のおっしゃったもの以外にでも、牛魂碑だとか、いろいろなものが発祥の地だとかということで、それぞれの地域、団体でつくられておりますけれども、その数については把握しておりませんので、どのくらい実在しているかということとはちょっとわかりかねます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 言い忘れましてけれども、岡野先生はこの提言の中で、足寄町に百十何カ所だかの遺跡があるというふう書いてあるのですけれども、その遺跡があるところも地図が何かに落としてあるなんていうのがあるのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（寺地 優君） 遺跡につきましては、アイヌ文化のチャシの部分については町史のほうに掲載されているかと思っておりますけれども、そのほかの遺跡については把握できていないのでないかと思っておりますけれども。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 把握できなくて結構ですけれども、ここで言いたいのは足寄町の開拓の歴史です。

多分、僕らぐらいになると、自分の家系ってどうだったのかと気になると思うのです。私も両親が亡くなってから、自分の家系がどうなっているのかって調べようと思って調べたら、わからないのですよ。私の祖先は奈良県の十津川らしいのですが、聞いてもないらしいのです。田利という名前は何件かあるらしいですね。それ以上わからないですね。

多分、全部北海道の場合は本州から移住されてきていますね。そして山形団体だとか福山団体とかって地名にも残っているところを、例えば観光客の方が、子孫の方が来られて、今言ったみたいな碑が見れると。もちろん、そばに行く必要はないのでしょうか、ここにこういうのがあるよと、しかもパンフレットでこういうふう書いてあるのだよというような案内があって、そうしたら、ここがうちのおじいちゃん、おばあちゃん来たところの碑なのだというふうにわかります。

そういった歴史をめぐる足寄町内探索コースというのでしょうか、そういうパンフレットもできるのであれば、あってもいいのかな

という思いがありましたので、このことを出しました。

それから、同じ講演のときに、信州の棚田の景観を保存するというので、内川先生が講演をしているのです。棚田をどうやって保存するかということで、地域だけでは、高齢化で、とてもではないけれども棚田を耕して田植えをしてなんてことはできないということで、都会から呼んできて、田植えから草取り、そして刈り取り、乾燥し、そして試食して食べている。自分たちで苦労してつくったお米がこんなにおいしいということがわかってもらえる取り組みやっています。

この前、今週の月曜日、16日、螺湾小学校の、うちの孫が2年生ですけれども、鳥羽さんのところに行って、ラワンブキをとって食べてくるという体験をやってきたそうですけれども、それと同じような形で、中足寄にある資料館が、ただ物が置いてあったのでは、岡先生いわく、物でしかない。歴史の証人をどのように使うのかということだと思います。

例えば、先ほどの休憩のときに木村議員にちょっとお聞きしたのですけれども、サツテって知っているかといって言ったら、知っていると言うんです。僕は知らないのですよ。それから、別海町やその他に開拓に入った人に聞くと、サツテ1本で開拓に入ったと。先に入っている人のところに泊めてもらって、おわび小屋をつくって、それから自分の土地を開拓し始めたのだと。そのときの苦労って体験してみなければわかりませんよね。

今の子供たちがお食事で食べるお魚は切り身、これが魚だと思って、サケだと思っていたら困りますよね。本当の生きているサケを見せますよね。それと同じく、実際に足寄町がこれだけになるということにはどうやって苦労したかということ、とってある資料を復元できるものなら復元をしてでも、使えるものは使って実際にやってみる必要があるのではないかと思ったのです。

それもできれば、これは教育委員会の仕事

になるのではないかと思うのですけれども、小学生、中学生、高校生に、ラワンブキで言ったように実体験の学習をやってみる必要があるのではないかという気がしたのです。そうすると、なるほど私たちのじいちゃんやばあちゃんがこうやって足寄を開拓したのだと。その苦労というのが実感してつかめるのではないかと思うのです。そういったことをプログラムとしてつくる必要があるのではないかと思ったのが一つ。

それから、それは町内だけではなくて町外にも、それは売りになるのではないかというふうに思ったのです。岡野先生いわく、北海道は歴史がないと言うけれども、蝦夷の時代から比べるといろいろな歴史があると。その歴史を本州とはまた違うのだという視点で見て、それを本州から来る、あるいは国外から来る観光客の方にきちんとわかってもらう。うわあ、すごいねということを知ってもらおうということが必要でないだろうかということ提起されているのですね。なるほどと思ったのです。

思ったのは、こんな言い方はちょっと乱暴ですけど、例えば、正確ではないのでしょうかけれども、数十万人の観光客が来られていると。その方が、この前、農協の年金友の会で東北にバスで旅行に行ったそうです。お土産屋さんへ寄りますね。寄ったら、皆さんいっぱい買い物をして、全部宅急便で送るのだそうです。そうしたら、使うお金が1人1,000円ではないのです。何千円も使うんですね。

それぐらい、もし足寄町で何十万人と来る方が足寄町でそのお金を使ってくれたら、足寄町に納めている町税よりももっとお金が落ちるかもしれませんよねなんて、あほなことを考えたわけですけれども。

そんなことも含めて、具体化するということ、ヒントの一つとして、今すぐ具体化してほしいとかという意味ではありませんけれども、する必要があるのではないかと。あるいは、どこかのときにはそういうことを議論

する必要があるのでないかというように思っています。そういうことを考えているのですが、3点目はどうでしょうか、町長。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） いろいろなお話をお伺いをいたしました。

足寄町というのは、御案内のとおり、足寄村のほうに戸長村役場が置かれてから、平成20年に開庁100年、ですから今は106年目ということでございます。

足寄の歴史、戦前の開拓から始まって、芽登地区のほうは戦後開拓ということで、本当に足寄の町は全国各地から開拓に入られているのです。その中でも一番多いのが福島県ということでございます。

それぞれいろいろな記念碑、あるいは昨年もちまたま白糸地区の花見兼敬老会に呼ばれたときに、地区のお年寄りから、あそこに木柱の標識、何なのかとお聞きしましたら、軍馬補充部の役人さんが何か駐在したところだったのかな、そういうやつがあって、これが朽ち果てたと。何とかならんかというお話があったものですから、早速教育委員会のほうと相談をして、教育委員会のほうで少し長もちするような形で作り直しましょうというようなことで、そんな対応もさせてもらったところでございます。

足寄町のまさしく開拓の歴史というのは、一番なのはやっぱり足寄町の百年史が一番参考になるし、もっと言えば、我々町のほうで把握しているのはそこだということでありませう。これ以上のものを求められても、ちょっと難しいかなというふうに思っています。

問題は、田利議員が提案されている、そういった貴重なものを活用しての観光、あるいは子供たちの実体験、そんなことも必要ではないかという御提言でありますけれども、これは全く否定するつもりはありませんけれども、しかし、これは実現するためにはいろいろな部分、一番は財源的な問題、もっと言えば誰がやるのですかという担い手の問題、行政がやるのがいいですか、あるいは民間がや

るのがいいですかと。いろいろな切り口はあるのだろうというふうに思っていますけれども、そういったことを今後のまちづくりに生かすためにどうしたらいいのかというのは、まさしくそういう議論というのは地域から巻き起こしてほしいなど、そんな思いをしております。

石碑の関係についても、町のほうで管理しているものは把握していますけれども、そういう開拓団とかいろいろなところでいけば、まさしく町史に載っていないものについては、ちょっと町のほうでも把握していない分も、埋もれている分もあるのかなという、そんな思いもしております。

いずれにしても、足寄に開拓してからの貴重な証拠といえますか、あかしたというふうに思っていますから、そういう情報があるとすれば、うちのほうの広報広聴のほうでもしっかり対応させてもらいたいというふうに思いますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 今、町長が言われましたとおり、誰がやるかってありますね。

博物館が入場者がふえていると言いましたよね。博物館にいる、いわばプロですね、プロの方、あるいは教育委員会のプロの方、あるいは文教委員会で視察に行ってきた、実は私は入院していて当時は行けなかったのですが、野幌でしたか、開拓の村で古い民家をいっぱい再建をして、それをボランティアの人たちが全部案内をすると、説明をするというのをやっているそうですけれども、それに頑張っている方というのは、ほとんどが高齢者だという話ですね。だから、そういうシステムというのでしょうか、つくる必要があるのかなという気がしたのです。

もちろん、そんなことが、ここに馬頭観音ある、ここに神社がある、ここに学校がある、ここにこういう橋がある、糠平みたいにああいう眼鏡橋みたいに有名なやつは別です

けれども、そういうようなのがあると。それをこういうふうに線でつないで歩くということ、それを説明できる人がいるのかといったときに、そういう地域の高齢者の方の力をかりるといっても、どこかで生涯学習の中に取り入れるのかわかりませんが、そういうことが必要なのかなという思いが、今、町長の答弁を聞きながら思いました。

最後の4番目ですけれども、岡野先生が言われた中に、一番言いたいことは最後のここに書いてあるのですが、結局は足寄町にはいろいろな自然のものも人工的なものも含めて、いわば宝物がいっぱいあると。だけど、それを生かせるのは誰なのか。人だと言うのです。その人づくりがおくれているのではないのかという提起なのです。

そして、最終的にどういう提起をしているかということ、資源の再評価と関連づけをできること、それから新たな資源の発掘と活用方法を構築すること、それからユニークな活用形態の提案ができること、それから異業種間の連携、さっき町長が言われたペレットが酒飲みから始まったというのはこれですよね。新たな人と人とのつながりを生かして、さらに新たな事業を創出していくと。それから、情報の収集と発信というふうに書いてあります。これを行うのは行政だとか何とかではなくて、やっぱり町民なのですね。その人がいて、初めてこの資源は生きてくるというふうに提起しているのですね。

それで、私の一番最後に書きました、地域のいろいろな活動をやっている団体や個人がいっぱいいると。それを横で結びつけるコーディネート役を果たす人が必要ではないかという思いが、岡野先生が言っているのと同じ思いなのですけれども、それがまだできてないだろうというふうに私自身は思うのです。そのことを、待っていてはできないでしょうから、町の中に、経済課に村石さんがいて、自然エネルギーのことを担当していて、そこが特に詳しいというように、そういう人がいてもいいのかなと。あるいは、そう

いうポジションの人をどこかに、どなたかに与えて、そういうことを調査研究してもらおうということがあってもいいのかなと。全てそれにかかるという意味ではないですけれども。そんなことが必要なのかなという思いがありまして、この4点目を提案させていただきました。この点についてはどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（寺地 優君） 御質問でございますけれども、さまざまな分野だとか、いろいろなことを考えていることをコーディネートするという部分の仲介役だとか、そういった受け皿が役場のほう等でできないかという御質問かと思っておりますけれども、それぞれ個別の案件、例えば特産品再発見におかれましては、町内の多くの方々が集まった組織の中で議論がされておりますし、その中では担当課ということで経済課がかかわって、この取り組みを進めさせていただいているような案件があるとおり、それぞれの分野ごとに、役場のそれぞれの担当部署がかかわって進めていくという形で、この間、進めさせていただいておりますし、担当を超えて他の課と連携をしなければいけない場合は、その課と連携をしながら進めていっているというような現状であります。

また、個々のさまざまな御相談におきましては、例えば農業であれば農業振興室のほうでお受けしておりますし、ぜひお気兼ねなく役場のほうへそれぞれの分野で御質問、御相談いただければ、それ以降の連携だとか仲介、さらには調査研究等もかかわりを持って進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） わかりました。

大変難しい提案だと思うのです、正直に言います。例えば、町長から、あなたやれと言って、すぐその人が全部適任でできるのかと言ったら、そうはならないと思います。というのは、まちの中のいろいろな団体、個人あるいはグループ、それを横で結びつけて、

そして簡単に言ってしまうと足寄まちづくり実行委員会みたいなものができ上がっていて、その事務局長とか何とか座っている人が全体をまとめられるなんてことになっていけば一番いいのしょうけれども、そんなふうにしていくまでの過程が大変だと思うのです。そのところがやっぱり必要なのかなというふうに思いました。

それで、最後になります、剣淵町を舞台にした映画「じんじん」ってありましたよね。あれを見させてもらいました。あの中で、アルパカ牧場に観光客が行って、昼食なのでお昼の御飯を食べたいと言ったら、そこにいた方が、ここには食堂はありません。街に行って食べてくださいと。自分だけがもうかればいいという、そういう考えではないのです。地域全体をどうするかを考えているのですというふうな、そういうふうにしたかどうかわかりません。そういうふうな趣旨のせりふが出てきました。このことというのは、物すごいポイントというか、キーポイントになるのではないかという思いがあるのです。

足寄で今言った人を結びつけるということをやっていく上でも、ここのポイントって外せないのではないかなという思いがあるのです。もちろん、力のある方が自分だけもうければいいとかということをやるのであれば、それは楽なのかもしれません。だけど、足寄全体をどうやって盛り上げていくのかというふうにと考えると、いろいろ難しいことだと思うのです。それを実際にやっているところがあるということが映画で出てきたわけですから、これはやっぱり生かす必要があるなと思ったのです。

その点、最後だけちょっと町長にその件についてお聞きをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 最後のところ、ちょっといま一つずとんときていないのです

けれども。

ただ、町の現状でいきますと、いろいろな団体がいろいろな活動をしているということでございます。役場職員も、これは業務とは関係なくかかわっている部分、青年団体協議会、これは事務局は教育委員会で持っているというふうに思っているのですけれども。

それから、最近でいきますと、フットパス研究会という名称ですかね、これもいろいろな方、これは山を利用していろいろな活動をする。実際に足寄の里見が丘公園の自然区を利用していろいろなことをやっているのですとか、あるいは林業関係でいきますと、若手の林業者が中心となって、あしよる岐志会というグループもありますし、たしか冬の間、道の駅のところイベントをやっているのですけれども、そこで木のウッドキャンドル、普通はアイスキャンドルですけれども、ウッドキャンドルということで、木をウッドキャンドルに見立ててそんなことを。それから発したのだというふうに思いますけれども、今週の月曜日二十日会の集まりがあって、あそこで懇談をやったのですけど、そのウッドキャンドルはまともな火を燃やしているのではなく、そこに照明をつけてやっているのだとか、そんな活動もされているグループもありますし、いろいろな町民の中でいろいろな活動をしているということでもあります。

こういう活動を通じて、まさしく経済的な部分まで発展すればよりおもしろいことになるのかなという、そんな思いをしています。ですから、そういった活動に対しては、先ほども答弁させてもらったとおり、そういう活動に対する行政としての支援は積極的にやっていきたいというのもあって、この30万円がこの先いいのかどうなのかというのは、また議論していただければなというふうに思いますけれども、そんなことも活用していただきながら、継続的な活動になるように、もっと言えば、経済、この町に多くの観光客もいらっやっていますから、そこで少しでもお金を落としてもらえようような取り組みができ

ればなど、こんなふうに思っているところ
でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これで、7番田利正
文君の一般質問を終わります。

次に、11番川上初太郎君。

11番（川上初太郎君） 議長のお許しを
いただきましたので、通告書に従って一般質
問を行います。

農業振興政策について。

近年は温暖化が進んで気温の高い日が続
き、小雨で作物への影響が心配されます。

ここで、前段6月の頭に私は書いたもので
すから、ちょっと今の気候と若干ずれますけ
れども、お許しをいただきます。

少子高齢化も進行し、農家戸数も少なくな
り、1戸当たり面積は多くなっております。
ここに来て、原油高騰に伴い、飼料、生産資
材も高く、経営は厳しい状況にあります。

また、TPP交渉の中身がわかりにくく心
配され、壊滅的打撃を受けかねない状況下
にあります。

本町の基幹産業の農業をどう守っていくの
か、政策、対策を持って支援するのかを具体
的にお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 川上議員の一般質
問にお答えいたします。

行政執行方針にお示しをいたしました
が、農業は足寄町の基幹産業の一つとして地
域経済に大きくかかわるものであり、町とし
て今後も持続的発展を支える取り組みを行っ
てまいります。

1点目といたしまして、本年度より公共牧
場及び生産者の草地整備等を実施し、自給飼
料生産性の向上を図るため、農業基盤の整備
として道営草地畜産基盤整備事業、公共牧場
整備を推進いたします。

2点目は、農業担い手の確保・育成対策と
して、これまで14名の方が新規就農を実現
し、現在2名の方が就農を目指し研修中であ
ります。引き続き、国の政策である新規就農

総合支援事業と一体的に町の重点施策として
推進をまいります。

3点目といたしまして、中山間地域等直接
支払制度について、本年度が第3期対策にお
ける最終年度となりますが、今国会で成立し
た日本型直接支払制度による農業・農村施策
を注視し、制度の活用努めてまいりたいと
考えています。

また、本年度から事業の名称変更となった
多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直
接支援補助金交付事業など、足寄町農業再生
協議会を中心に関係機関、団体と連携を強化
し、積極的に取り組んでまいりますので、御
理解を賜りますようお願い申し上げ、川上議
員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

11番（川上初太郎君） 今、町長から答
弁をいただきました。

これは、私も歳をいっておりますので、私
の若いころの私の地域の中の経過もお話をし
ていきたいなというふうに思います。

まず、農家戸数が減ったのも、ちょうど私
どもが後継ぎをした時代は、今で考えれば農
業経営がかなり厳しかったのか、この足寄も
平坦地ばかりでなくて沢地帯が多い中山間の
典型的な場所でございますので、いわゆる私
どもの先輩を初め後輩も、後継者はほとん
どの方が、いわゆる勤めに出したと言うので
すね。現状は、あの当時を思い出すと、中足
寄限定でございますけれども、40戸くらい農
家がありました。そして、今ふと顧みますと、
75歳以上の方が2戸か、そしてその
下、私も含めてですけれども、13戸しかい
ない。あの当時のことをちょっと思えば、
やっぱり厳しい状況だったかもしれないけれ
ども、今で言う後継者づくりがその辺で
ちょっと力がなかったのかなと。

私も30中ころから農業委員会に携わって
いろいろ努力した経過もあるのですけれど
も、なかなか結果としては今これだけ少ない

状況になっているという中で、先ほどちょっと触れましたけれども、やっぱりＴＰＰの問題とか、それから５月に入ってからの政府の規制改革会議。いわゆる農業改革に関する意見を発表されましたよね。

今回、意見書によれば、いわゆる農業委員会の制度の改革、悪い部分は改革はあっていいのですけれども、結構乱暴な見直し。そして、若干今日は少しはニュアンス的には変わってきているように思いますけれども、農業生産法人の大幅な条件緩和とか、地域農業の姿を大きく変容してしまうぐらい心配される。そしてまた、我々の上部組織、お世話になっている組織である農業団体制度の見直しについては、これは私の認識ですが、ＪＡグループの事実上の解体に追い込むような内容であり、農業者、地域住民、国民生活に甚大な影響を来すことが懸念されます。

ということで、私の考えも多少は乱暴なところもあるかと思えますけれども、町長の忌憚のない所見を伺えればというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも少し触れさせていただきましたが、今の安倍政権の中であって、やっぱり経済の成長、経済の成長ということが言われております。この成長戦略の中で、農業も実はその重点のところに入っているのですよね。

ただ、注意しなければいけないなと私が思っているのは、現状の日本、もっと言えば足寄における今の経営形態に基づいてかということ、そうではないというふうに思っております。

今、議員がいろいろお話があったＴＰＰ問題あるいは農業団体の改革の問題、あるいは農業委員会の改革と言われている部分ですとか、あるいは法人組織の関係、もっと言えば農地の中間管理機構の設置等々。経済成長戦略の中の農業分野、これを私はずっと要約し

て言いますと、経済成長という中で、その担い手は誰なのかといったときに、やっぱり今の政府は企業というところに焦点が当たっているのだらうと私は思っております。

ですから、私は、この農地の中間管理機構もことしの４月から発足したわけでありましてけれども、ここの北海道として、そこはどこが担うのですかということ、従来からある農業開発公社ということでありまして、専務理事のところにもお伺いしました。これは３月に伺ってきました。私の考えといたしますか、疑問も呈してきました。

すなわち、中心となるのは、離農等があって農地を手放す、後継者不足で生産活動から撤退するという場合については、農地を集約して、そこからリースということなわけです。これが中心的になっているということで聞いているものですから、これはちょっとおかしいのではないかと。そんなことをやってしまうと、これまでの大きな反省点であった農地が流動化しなかった、この要因は何なのかということをはもといていきますと、やっぱりこれまでの減反補償政策だとか、そういうことがあるのだというふうに思っているのですけれども、これがどうもリース事業ということは、その裏は何かということ、やっぱり農地は、企業の方々が農地の取得も含めて、参入については一定の規制もされてきたということでありましてけれども、それをちょっと取っ払いたいというのが本音なのかな。

それから、農業委員会の改革についても、やり方ですから、公選制から首長の任命制ということでありましてけれども、これがいいのかどうなのかというのはちょっとわかりませんが、本当に農業委員会の改革ということであれば、私はもっともっと農業委員会に権限を与えるべきだと思っているのです、逆に言えば。

ですから、今の現状の中でいきますと、これは足寄町はもう随分解消はされたかなというふうに思いますけれども、その権限が余りにもないものですから、例えば農地の賃貸

だって、俗に言う闇工作があったりだとか、あるいは農地の売買であったって、うまく集約ができないだとか。これがやっぱり農業委員会にもっともっとちゃんとした権限を与えれば、農業委員会主導で、もっと言えば農協との連携なんかも含めて、もう少し整理ができるのかなと。

足寄町の、先ほど来から言われていますけれども、開拓以来106年目ということでありましてけれども、現実問題として、本当に農協組織もあって農業者の皆さんが助け合いの中でずっと今まで生き残ってきたのかということ、決してそうではない。実際に農地の売買なんかも、聞きますと、残念ながら俺は離農すると。だけど、例えば隣が川上農業だとしたら、川上さんにだけは土地を売らないでくれと。こういうのが現実あるということもお聞きしています。それこそ、以前に井脇議員からの農地の集積のこと、交換分合のことも含めて御質問もいただきましたけれども、そういう実態もあるというようなことも含めて、これは現実ですから。

ですから、本当に農業改革ということも含めていくのだとすれば、やっぱりそれぞれの地域の実態というのは違うというふうに思っているのです。ですから、やっぱり地域の実態の把握、あるいは意見も聞きながら、どうしたら日本の農業が生き延びていけるのかという、そういう視点でぜひ国には農業政策進めてほしいということで。機会あるごとに言っているのですけれども、そんな思いであるということをお申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（川上初太郎君） 町は町としての考え方も当然あって当たり前で、これから事業を進めるためには、町単ではなかなか限界があったりいたします。農協と十分協議を重ねながら、農業の再生産につながる施策が必要かなというふうに思っております。

私も息子に代わりをして、なかなか本当の経営の中身まで全部把握しているかという

と、必ずしもそうではございませんけれども、やっぱりこれから残った農業者が少しでも欠けけないように、ひとつ町として支援をいただければなというふうに思い、簡単で少量の時間ですけれども、これで一般質問を終わらせていただきます。考えのほどだけはお伺いをして、終わりにします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） それこそ取り巻く状況というのは、生産資材の高騰ですとかいろいろ問題、あるいはTPPがどうなってしまうのか先が見えないというのはありますけれども、しかし、今の中で何をすべきかということで、これは農協さんともいろいろと連携をとらせていただいて、直近でいきますと、これは議会の特段なる御理解もいただきながら、昨年、螺湾高台にTMRセンターが完成しました。TMRセンターに行政が補助金を出しているというのは、ゼロとは言いませんけれども、そんなにはないというふうに思っています。私は、一定の支援はすべきということで議会にも提案をさせていただいて、御理解いただいて支援もさせていただきました。

私の思いとしては、このTMRセンター、単に構成員、今現在6戸でスタートしましたけど、そこだけで私はおさまらないというふうに思っています。おさまらないというのは、いい意味で。このことを根っこにして、核として地域に、あるいはいろいろなところで広がりを持てればなと、そんな思いをしています。

具体例を挙げますと、例えば一方では芽登地区を中心にしながら放牧酪農もやっています。では、1年を通じて放牧ができるのですかといったら、できません。では、冬期間の餌はどうするのですかという問題もあります。場合によっては、そこからの供給ですとか、あるいはもっと言えば、和牛の繁殖雌牛も道内で最高の頭数を数えるまでになりました。ここを輸入の配合飼料に頼ることなく、例えば地元で生産されたそういった部分、ま

さしく家畜の給食センターですから、そういったところまで広がれば、私はおもしろいことになるのかなという、そんな思いをしております。

もう一つ言わせてもらおうと、これから先、正直に言って畑作はちょっとつらいなというふうに思っています。我が町の耕作面積なんていうのは2,400町しかありません。一番いい例が、本別町の農地はどうなっているのですかというのと、小麦の作付面積だけで2,300町ありますよね。ですから、畑作の面積的なことも含めて、非常にこれは将来なかなか方策を考えていかないと、後継者対策もそうだというふうに思っていますけれども、これはちょっといろいろあるなど。

2年前に農協青年部に呼ばれたときにちょっとお話をさせてもらったのは、あなたたちの先祖がこの足寄に開拓に入って、今それぞれ皆さん方の農場があるだろうと。だけど、旧態依然の中で生き残っていきけるのかというの、これはやっぱり問題意識を持つべきだと。

十勝農業といえば、やっぱりこれは日本の中でも食料生産基地ということで大規模化されていて、本当に大型機械で。足寄もそれに当てはまるのですかというのと、決してそんなことにならんぞと。足寄町は十勝管内でも一番の条件不利地、その中で先人が頑張ってきたのだということをお話をさせていただいて、やっぱり常に新しい気持ちで、チャレンジ精神で次のところを開拓していかなければと、こんな提起もさせていただいているところでございます。

行政としても、しっかりやる気のあるところには資源を惜しまず、町の基幹産業ですから、そういった対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

これにて、11番川上初太郎君の一般質問

を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

2時30分まで休憩をいたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番高道洋子君。

5番（高道洋子君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

町民の健康と心を守る取り組みについて。

初めに、糖尿病や高血圧症等などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、平成20年から制度として義務づけられた特定健康診査は、足寄町の40歳から74歳までの国民健康保険加入者が無料で受診できるもので、生活習慣病を改善させ、治療以前の段階で病気を発見するために実施されています。

また、この取り組みは、町健康保険の医療費抑制を図るためにも実施されています。

また、がんは日本人の死亡原因の第1位を占めており、今では国民の2人に1人がかかる国民病とさえ言われています。それゆえに、検診はがんの早期発見、早期治療により命を救うことであることから、町民の検診率の向上が最も大切です。

次に、ストレスやメンタルヘルスという言葉は、近年よく耳にする言葉であり、心の健康づくりは身近なテーマとなっています。しかし、いまだ病気についての理解は十分とは言えない現状にあります。また、心の病の患者は年々増加していることから、厚生労働省の労働安全衛生法改正案では、心の病気を極めて重要な問題と捉えて、メンタルヘルス対策の充実、強化を盛り込んでいます。

心の病は、特別な人がかかる病気ではなく、誰にでもかかる可能性のある病気であると言われ、足寄町には本人はもとより大変悩んでいる御家族もおられます。

町民の健康と心を守る取り組みについて、以下の質問をします。

1、特定健康診査の昨年度の対象者数と受診率について伺います。

2、昨年度の各種がん検診別の申し込み実態について伺います。

3、過去3年間の町民のがんの発症件数を伺います。

4、検診率向上の取り組みを伺います。

5、本町の町民へのメンタルヘルスに対する取り組みをお尋ねいたします。

6、役場は、他の事業所や業界団体等に先駆けた取り組みが必要だと思われませんが、どのように取り組まれているのでしょうか。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の特定健康診査の昨年度の対象者数と受診率についての御質問ですが、北海道国民健康保険団体連合会の平成26年4月25日現在の速報値によりますと、昨年度の対象者数は、40歳から74歳までの被保険者は1,662人で、うち受診者数は782人、受診率は47.1%となっております。

2点目の昨年度の各種がん検診別の申し込み実態についての御質問ですが、町が実施する集団検診の受診件数は、胃がん検診が207件、肺がん検診224件、大腸がん検診262件、前立腺がん検診66件、子宮がん検診118件、乳がん検診120件、個別検診のPETがん検診は44件の実績となっております。

3点目の過去3年間の町民のがんの発症件数についての御質問ですが、町が実施した各種がん検診により発見された件数は、過去3カ年でがんの疑いも含めると、全体で10件となっております。なお、他の保険者等が行う人間ドックや一般診療等で発見された件数等は把握が困難ですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

4点目の検診率向上の取り組みについての

御質問ですが、対象年齢該当者に対する無料クーポン券の配付や検診カレンダー、くらしのカレンダー、自治会回覧、新聞広告などに掲載して広く周知を図るとともに、検診カレンダーの裏面にがん検診のPRを掲載し周知を図っているほか、町民センターロビー展や町保健師等による保健活動の中でも呼びかけをするなど、受診勧奨に努めているところであります。

5点目の本町の町民へのメンタルヘルスに対する取り組みについての御質問ですが、本町では自殺予防対策を含めた心の健康を守る取り組みとして、集団検診時における相談や自治会回覧等でパンフレット等を配布し、町民への啓発活動に取り組んでおります。

メンタルに不調を来す要因は、仕事上の問題や経済的問題、家庭問題、健康問題等さまざまなものがあり、個々のケースによって対応も異なることから、相談を受けた窓口だけではなく、帯広保健所や医療機関、警察、消防など関係機関・団体等とも連携し、情報交換を行った上で相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

6点目の役場のメンタルヘルスに対する取り組みについての御質問ですが、年々行政課題が多様化、複雑化している中で、限られた職員数で多くの課題に対応し、より質の高い政策立案や行政サービスを維持していくためには、まずは職員が心身ともに健康であり、個々人の能力を最大限に発揮できることが重要と考えます。

そのため、職員の心の健康を守る取り組みといたしまして、これまで時間外勤務の縮減を初め、平成23年度には講師を招き、職員を対象としたメンタルヘルス研修を開催いたしました。北海道市町村職員共済組合等が開催するメンタルヘルスに関する研修会などにも職員が参加をしています。

各職員に対し、共済組合が発行する職場のメンタルヘルス通信やパンフレット等による啓発などの取り組み、及び電話による健康相談、メンタルヘルスカウンセリングサービス

の利用についての周知なども実施しております。

心の病については、個々人のケースによりさまざまな要因が考えられますが、何よりもお互いに話し合い、気軽に相談できる職場環境、コミュニケーションづくりが大切であると考えていることから、職場長を通じて職員に対してもそのことをお願いしているところであります。

現在、国において労働安全衛生法改正案について審議されておりますが、今後も職員の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

5番（高道洋子君） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、特定健診の答弁でございますけれども、過去の平成23年、24年のを調べてみますと、30%台であったのですが、25年は47.1%ということで、大変50%に迫る改善が図られておりまして、この改善には30%から47%ということで11.6ポイントのアップでございますので、これは本当にいろいろなささまざまな努力されたのことで、まず評価したいと思えます。

本町は、平成29年度までに60%の特定健診の受診率の目標を掲げておりますけれども、平成29年といえ、あと4年となりました。4年しかありませんけれども、60%達成に向けて何か新たな方策を考えているのか、まずお聞きしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 足寄町が健康づくり計画におきまして、特定健診受診率の目標を60%に設定しているわけですが、その60%達成に向けてどういったことを考えているのかという御質問かと思えます。

この特定健診制度、平成20年度からスタートをさせていただきまして、当初、平成20年度は42.8%ということで初年度をスタートしているわけですが、先ほど議員御指摘のとおり、平成24年度においては34.7%まで減少してしまつたと。

そういったこともありまして、昨年から取り組んでいるのは、国保連合会の保健師派遣事業、小規模な事業体に対して保健師を派遣するという事業を使わせていただきまして、今は1名の保健師さんに来ていただいて、直接に受診をされないところに電話の勧奨を行ったりとか、直接保健師が戸別訪問をしながら受診をしていないところのお宅を回って、受診勧奨という活動をこの1年間やってきました。そういったことで、47.1%までということで上昇したということでありませう。

今後、60%を目標にどうやっていくのかという部分で、ことしもいろいろ議論をしているところであります。従来は、国民健康保険の保険者である住民課のほうで特定健診業務を担当していたのですが、そうではなくて、それは福祉課のほうに所管がえをさせていただいて、保健福祉室のほうに予防検診担当という担当を新たに創設をさせていただいて、この後、出てきますけれども、がん検診もあわせて強力に進めていこうというふうに考えているところでございます。

昨年の実績が47.1%ということで、これまで訪問等をした中で受診しない理由という部分の中には、検査したのだけれどもどこも悪くなかったのも、もうしないとか、そういう方もいらっしゃいます。

特定健診というのは、やっぱり毎年1回健康審査を受けていくのが、定着化させていく上でもすごく重要だろうというふうに思っていますから、今年度は昨年受診した人、この方にはことしもまず確実に検査をしてもらうというところから始めていきながら、そして昨年受診するという約束といいますか、したのだけれども、されなかったところには、再

度また訪問しながら、新たに健康診査に取り組んでいただく。検査を受けることが当たり前なのだという定着化を進めていきたいなというふうに思っています。

そういった粘り強いといいますか、地についた活動を展開することによって、平成29年度においては何とか目標。これは厚労省の目標でもありますし、全道的な目標でもありますけれども、これにできるだけ近づけていきますように、私どもも頑張っていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 受診率の数値というのは、過去の20年からも見たとおり、なかなか変動するし、去年受けたからことしはいいか、3年に1回でいいかとかという人もいます。そういう意味で粘り強い啓蒙、啓発をお願いしたいと思います。必要かなと思うわけです。

なかなか60%という数値は、本当に、去年は47ですけれども、なかなかこのポイント上げるということは大変なことではないかなと心配するところです。

次に、伺います。

各種がん検診ですけれども、全体的に検診率の向上が必要なことは当然なのですけれども、しかし、実際には働き盛りの御主人とか、また、子育て世代の御婦人がとうとい命を落としている事例が見られるわけです。このことから、検診が受けやすい季節、そして町民のがんに対する知識、それから低額な検診料が求められるわけです。

この中で、水色のパンフレットというか、これを見ますと、全国に配られているわけなのですけれども、これを見ると、金銭的に肺がんの検診料は500円で、大腸がんの検診料は700円なのですけれども、胃がんの検診料が2,100円と、この二つを比較すると高額になっておりますが、胃がんの検診は数値が少ないように先ほど思いましたけれども、この少ない胃がん検診が207件、肺が

ん検診が224件、大腸がんが262件と、胃がん検診がぐっと少ないように207件ということとなっております。

私が考えるのに、この胃がん検診が先ほど言ったように、2,100円とほかよりも2倍、3倍という金額なのですけれども、胃がん検診の金銭的にほかのがん検診よりも値段が高いので、受ける人が少ないのではないかなというふうにも思うのですけれども、この2,100円の検診料を下げるわけにいかないものかと次に質問したいと思います。

この三つの検診を全部足してみても3,300円ということなのですけれども、確かに安いといえば安いかもしれませんが、国保会計は国保被保険者ばかりですので、年金受給者が多いのではないかなという観点からいくと、ちょっと高いかなという思いもします。そこで、胃がん検診を肺がんやほかの大腸がん検診並みに下げることができるかどうか伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

各種がん検診の料金の設定の考え方でございますけれども、それぞれの検査に必要な金額の2分の1相当額については自己負担をしていただくという制度設計になっております。この各種検診料は、管内の市町村の状況と比較しても、大体足寄町と変わらない料金設定になっているところでございます。

それで、私どもは、今回の4月1日からの消費税引き上げに伴って検査料も上がる状況にあったのですけれども、いろいろ検討させていただいて、受診率も低いということもありまして、消費税引き上げに伴う検査料の町負担分については町が負担していこうということで、今回の改正は見送ったという状況にあります。

今後、また消費税の引き上げも国では議論されていますけれども、そういった動向も見ながら、また、各市町村の管内の動向も見きわめて受診率向上をしていきたいと思ってい

ますので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、細かいことなのですが、女性がんについてお尋ねしたいと思います。

これは、乳がん、子宮がんが今は大変女性にとって大きく問われていますけれども、実は女性の一番多くかかるがんは大腸がんであると発表されているわけです。乳がん、子宮がんも無料クーポンなどが発行されて、大変受けやすい環境にはなっておりますけれども、この大腸がんですね。これは意外と、知っている人は知っていると思えますけれども、なかなか大腸がんの検診、女性が死亡原因が第1位ということから、この水色の裏のページには今回は胃がんと大腸がんの詳しい説明が掲載されておりますけれども、その片隅のどこかに、女性のがん第1位が大腸がんだということをしっかり記入できないものかなと。もう少し女性の大腸がんの、足寄では大腸がんで亡くなった方は何名かはわかりませぬけれども、今全国的に第1位ということとなっておりますので、それを記録、記帳、記入していただきたいなという小さいことなのですが、それはいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

女性の中でがんの部位ですね、発症率で亡くなる方は、議員御指摘のとおり、大腸がんであります。

そういったことで、私ども広報媒体、紙媒体でいろいろPRをしながら、受診していただけるように効果あるPRをしていきたいなというふうに思っています。

今回、全戸に回覧をさせていただいた検診カレンダーにおいて、そういった死亡率のランクづけというのですか、部位の表現等々記載はされていなかったのですけれども、そう

いった部分、紙面の関係もありますけれども、より町民に訴えられる、PR効果のある表現方法、そういった部分に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 次に参りたいと思います。

特定健康審査、がん検診の検診率の向上対策の取り組みといたしまして、全国的な、十勝管内でもそうですけれども、行政ではこの数年間の間、特定健診やがん検診を受けた検診者に健康ポイント制を導入していることが、最近の新聞紙上で見ております。また、そのあかしとして、ごみ袋などを給付したり、検診率を上げる取り組みをしているわけなのですが、足寄町としては取り入れる考えはあるかないか伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

御質問は、管内市町村で実施している健康ポイント制度についての御質問かと思えます。

これまで、本町において健康ポイント制度の導入について、実は検討してきたことはありません。

ただ、道内では比布町あるいは佐呂間町がいち早く導入したと聞いておりますし、また、管内では昨年度に新得町が、本年度から芽室町と豊頃町が導入しているということで聞いております。いずれも特定健診やがん検診等の受診率の向上と定着化、あるいは楽しみながら継続的に運動等の健康づくりに取り組んでもらう等々を目的として制度がつけられておりました。

なお、これらのポイント制を導入している町村は、国保特定健診に係る自己負担額が、いろいろ市町村によって違うのですが、おおむね3割程度は健診料の自己負担をいただいているということで、こういった当該ポイント制度を達成された方には1,00

0円相当の商品券ですとか、そういった商品券等を付与しているという仕組みでございます。実質的には、そういった健診料金の負担軽減につながるものとして、実施しているということでもあります。

ただ、本町の場合は、国保特定健診もそうですけれども、オプション価格は別ですけれども、全額国保会計のほうで負担をさせていただいて、無料で診査ができるというシステムになっておりますので、現段階では導入する考えは持っていないということでございます。

ただ、国のほうでも健診率を上げていこうということで、最近の情報ですけれども、国段階では、つまり予防に熱心な人と予防に熱心でない人を差別しますといたしますが、予防に熱心な人は国民健康保険、私どもは税ですけれども、これを引き下げる。予防に無関心な人は上げるのだよというような、トータルの保険料は変えないのですけれども、そういった差別化というのですか、特定健診をちゃんと受けるようにという部分での制度設計が検討されているというふうにも聞いています。

もう一つ、同じようなきちんと健診を受けている人には、そういった保険者、つまりうちでいけば国民健康保険の会計の中から、そういった健康グッズを提供するですとか、そういった仕組みを今は国段階でも議論されているというふう聞いております。

そういった制度改正等が進んでいけば、本町においてもそういったことの導入も含めて検討させていただけたらなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） わかりました。

特定健診の場合は無料なのですけれども、がん検診は有料になっております。

がん検診も健康計画ですか、第2次の足寄町健康づくり計画、その計画書によります

と、がんのほうは今は現状は23年度で受診率が10%前後、十二、三%とか。婦人科の場合は20%行っていますけれども。それで、29年の目標を40%に置いているわけですね、この計画書によりますと。足寄町の25年、去年つくった向こう10年間の計画書だと思いのですけれども。そういうことからいくと、29年といたら4年後ですけれども、今は10%前後で、29年度に40%というと、本当に3.5倍の受診率を上げるといふ至難の大変なことではないかなと。

そういうことを思うときに、がん検診だけでも、そういうごみ袋とも言いましたけれども、商品券とか、そういうポイント制とか、特定健診は無料だからいいとしても、せめてがん検診なんかは考えることができないかどうか、お伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

ごみ袋を含めた、そういったがん検診を受診された方に、そういった健康グッズを贈呈するとか、そういった取り組み、全国、全道でもそういった取り組みもやられております。

私ども、今現在検討しているのは、特定健診と各種がん検診を一体的に組み合わせている仕組みですとか、そういったこともいろいろ検討をして、受診率の向上に努めていきたいなというふうに思っています。

議員のほうから御提案いただいた健康グッズあるいはごみ袋も含めて、ぜひ検討をさせていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） わかりました。

医療費の結局は軽減対策ということにもつながるわけですので、検討していただきたいと思えます。

次でございますが、健診時期が、ちょうど今回は6月の25、26、27ですけれども

も、病気の検診の種類によっては6月、8月、9月、12月というふうに。この6、8、9というのは、検診時期が農繁期に当たる大変忙しいときではないかなということから、特にこれは40歳から74歳までの人が対象ですので、町民センターへ来る足の確保のことなのですけれども、特に農村地域の人たちが若い後継者の方に送ってもらうということは、これは大変ではないかなと。大変理解と作業工程等の関係もあって、自分で来れる人はいいのですけれども。

そういうことを考えたときに、10月から発足しますコミバスとか、臨時ダイヤを組んで。私は今コミバスの運行ダイヤが頭に入っていないので、どういうふうになっているかわからないのですけれども、集中的にこの検診時期に限り、時間帯も考慮して臨時バスを出して運行するということがいかなものでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

検診時期に合わせた臨時バス等々の出していないかという御質問かと思えます。

現在、地方といいますか、そちらのほうについては患者輸送バスに乗ってきていただくことが、買い物も含めて誰でも乗れるので、御利用いただきたいと思っております。

それで、検診場所は町民センターでございます。私どもの建設課車両室のほうにそういった特定健診を受診を目的に来られる方については、病院でおろさないで、直接町民センターのほうまで延長して輸送していただきたいということをお願いしてまして、そういった患者輸送バスに乗ってこられる方も多くいらっしゃるというふうに聞いております。

そういったことで、地方のほうにおける患者輸送バスをもう1本臨時的に出してほしいとか、そういった要望等はちょっと今、私どもでは承っておりません。

それから、もう1点の10月から開始する

コミバスについてでございます。

新しい10月からスタートするコミバスのダイヤというのですか、そういったものはまだ正式にお聞きしておりませんが、昨年度実施した試行期間においては、必ず町民センターがコースに入っておりまして、循環してきますので、どこからでも町民センターには必ず寄る。町民センターですとか役場ですとか病院には必ずとまっていたけるといふ、また、そこからも乗っていけるというダイヤになっていました。私ども、10月のダイヤについては、そういったことも含めて担当のほうをお願いをしていきたいなというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 特定健診、がん検診の最後の1個前の質問ですけれども、まず、国が目標としている検診率に大変近い50%台を、国は60%ですので。その目標に近い検診率を上げている行政の取り組みの中に、こういうことがありました。

今回も4月から5月半ばまで、募集期間というのか、PR期間というのが約1カ月ぐらいあるのですけれども、この期間中に、交通安全の旗がありますよね。カラフルな交通安全の旗、道東の。これを役場とか公共施設、道の駅等に、特に人の集まる施設、場所に、この期間中、特定健診、がん検診がありますよという啓蒙、啓発活動ですけれども、この旗を公共施設へ掲げるといふのは、この期間中だけでいいのですけれども、そんなに高い予算ではないかなとも思うのですけれども。1回つくったらもう向こう何年間もこれは活用できますので、こういうキャンペーンというかPR、それに対しては取り組みはいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

先ほだのごみ袋、健康グッズと同様に、こういった町民の皆さんに対する普及啓発、P

R、考えられること、できること、ただいま議員から提案あった内容も含めて検討させていただいて、広く町民に受診していただくように努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

全部ですね。医療費軽減対策にもつながることですので、前向きに検討していただきたいと思ひます。

今回、何点かのことを本当に小さいものから、いや、ほとんど小さいのですけれども、提案させていただきました。

最後に、町民の健康と心を守る取り組みということで今回は質問させていただいたのですけれども、健康を守る、心を守る取り組みの、やっぱり人だと思ひます。どんな対策をしましても、それを推進する人が大事だなということが、それは承知のとおりなのですけれども、今回は特に健康問題、心の問題、心のことは後でお話ししますけれども。

キーマンというか、これの推進役というのは、町の保健師さんではないかなと。保健師さんだと私は思うわけす。そこで、次に言う心のメンタルケアのことにも触れるのですけれども、保健師さんが、昔の保健師さんの仕事と違って、今は例えば特定健診一つをとってみても、特定健診を例えば1,700人近くの対象者がいて、そこへのまず連絡から。それから特定健診をした後の事後指導から、そしてそこで何かチェックされた人の後々の、その人が回復、治って重症化しないまでの、そういう指導を保健師さんが全部担当を決めてやっているわけすね。

そのように、国からの事業も予算とともに、昔と違っていっぱい事業がおりてくるようになりました。その取り組みやら何やらと、本当にたくさんの仕事をこなしているわけす。

しかし、そうは言っても、現実には町民の個々の人たちは、昔はいっぱい回ってきてく

れたけれども、最近では保健師さんの顔を見ないねとか、それから、一目顔を見に来てほしいとか、声をかけてほしいという切実なそういう要望も現実としてあるわけす。

そういう中で、保健師さんの業務を、保健推進・予防・健診とかをお聞きしましたらば、19区分の112の事業内容があつて、これ全部が保健師さんがかかわっているのではないかなというふうにするのですけれども、こういう中で、現地からも行ってほしい、来てほしいという要望のはざまで大変悩んで、ストレスも感じながら仕事をしているのではないかなと思ひます。

最近の仕事は、私も昔、そういう現場へ行って何ぼの仕事をしていましてよくわかるのですけれども、やはり現場へ行って帰ってきてからも、最近ではコンピューターの導入によりデータ処理、加工、そして指導に行くにも、それから戸別訪問するにも、そのデータを持って行かなくてはならないというか、そういう時代に突入しているわけす。

そういうことで、何を言ひたいかというのと、現地指導も、それから指導準備も、それからデータ処理も加工も、全部1人の人がやるのは大変ではないかと思ひます。ですから、現地へ行く人、指導する人、それらと別に、有能な処理を加工できる、そういう専門の人を何人が配置して、そして保健師さんが身軽に現地へ行けるような体制が組めないものかどうかということ最近思ひますけれども、そういうことはどうでしょうか。そういう身軽にして現地へ行けるように環境づくりをするというか、そういうことです。よろしくお願ひします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、現在の保健師さんの活動領域といひますか、範囲は物すごく、介護保険制度ができて以降も含めて、物すごい範囲が広がっておりますし、中身も実は変わっております。

従来は、集団といいますが、いろいろな老人クラブですとか婦人部ですとか、そういったところに入って健康づくりの健康相談ですとか、そういった活動をしていたわけですが、平成20年からスタートしている特定健診制度というのは、どちらかといいますと、そういった活動から転換を図って、健診データ等に基づく個別指導、こういったものに重点を置いていって、生活習慣病の予防ですとか、重症化を事前に予防するのですよと。そういった国の保健指導のあり方の見直しもあって、今はそういった個別指導、つまり特定健康指導というのですか、保健指導というそういった業務の仕事の流れというふうになっています。

こういった指導業務については、またデータできちんと管理を、履歴等も整理をさせていただいて、こういったデータは、最終的には国のほうに足寄町の取り組みとして報告していくという形になっていますので、どうしてもそういった事務的な作業といいますが、指導の内容の履歴等の仕事はどうしてもふえてきております。

そういった中で、議員御指摘の、なかなか昔のように地域に顔を出していただけないという御指摘をいただいておりますけれども、私どももそれだけではやっぱり町民の健康を守っていけないだろうということで、この間、けんけんごうごうと議論もさせていただきながらいろいろ対応をさせていただいております。

現在は、足寄町の中に、町職員ではありませんけれども、運動療法士さんですとか、音楽療法士さん、そういった資格を持っておられる方にも協力をいただいておりますし、また、退職されている方、そういった指導をできる人にもお手伝いをしていただきながら、地域に入っていき、足を運んでいくにはどうしたらいいのだということで、今進めております。

先ほどの特定健診の部分も、あるいはがん検診も含めてなのですからけれども、従来、紙媒

体でこういったのがありますよという形で通知するだけではなくて、実際にやっぱり町長からも言われている、住民とのキャッチボールをしながら受診率の向上につなげていくということになれば、やっぱり地域に入っていってどうしたら受診していただけるのか、受診しない理由は何なのか、そういったところをきちんと把握をしながら、町民の皆さんともキャッチボールをしながら受診率の向上に努めていきたい、あるいは健康相談に対応していきたいなというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 住民とのキャッチボールをできる環境づくりに努めていただきたいというのが私の質問の趣旨でございます。

次に行きたいと思っております。次は、メンタルヘルス関係について御質問いたします。

これは、25年に策定された足寄町の健康づくり計画の中に、心の健康（自殺予防）ということで書かれているわけですが、心の健康、メンタルヘルスということで、自殺の背景に鬱病が多く存在することも指摘されています。今、文章を抜粋して読んでいるのですけれども、鬱病と自殺の因果関係のことが書かれております。しかし、現実には、心の病気にかかった人の一部しか医療機関を受診しておらず、精神科医の診療を受けている人はさらに少ないとの報告がありますと。これは、全国的な事例だと思っております。

心の病にかかった人が相談や受診に結びつかない原因としては、本人及び周囲の人たちの精神疾患への偏見があるためとも言われているということが書かれておまして、この下のほうに、足寄町の自殺者の状況は、近年5年間の傾向では50から60歳代、それから80歳以上にピークがありますと。もっと言うと、足寄町の人口10万対自殺率は65.6%と全国、全道平均より高いことから

ということで、高いということがここに指摘されて、現状の中で自殺が全国、全道よりも高いのですよと。

今後、職域の分野との連携を図りながら、働き盛りの年代の心の健康、高齢者についても関係部局と連携して対策を検討していきまますというふうに書いてありました。

そこで、メンタルヘルスの町民対応について先ほどお聞きしたわけなのでございますが、一つは再質問なのですけれども、内閣府のホームページを見ますと、ゲートキーパーという言葉が出てきて、これは心の鬱とか大変悩んでいる人に、自殺の危険のサインに気づき、2番目には声をかけ、3番目には話を聞いて、4番目には必要な支援につないで見守ることを図ることができる人のことをゲートキーパーと言うそうです。命の門番とも言うそうです。このゲートキーパーの取り組み、いかがなのでしょうかとということです。

ゲートキーパーになる人たちというのは、お医者さんとか、看護師さんとか、教員、ケアマネージャー、民生委員さんなどになっておりまして、それぞれお医者さんにしても、看護師さんにしても、ケアマネさんにしても、それぞれの分野で十分プロとして頑張っている方たちでもあり、専門の自殺予防の、また、鬱の人を気づいたり声をかけたりというプロでもありますので、その人たちに、よりゲートキーパーとしての専門教育というか、専門研修ですか、それを受けていただいて、なおかつ、もっと心を病む人というのはいろいろなところにおりまして、もしかしたら家族かもしれないし、隣かもしれないしということになると、町民みんながこういう勉強をすることも大事ではないかなというふうに思うわけです。

まず一つには、ゲートキーパーの養成ということに対してどのように考えていらっしゃるか、また、今後そういう考えがあるかないかを、まずお聞きしたいと思います。

それともう一つは、メンタルヘルスを勉強

するに当たって、傾聴を学ぶ会という人たちにも、今回、関係する人にも会う機会がありまして、この傾聴というのは耳を傾けるという、聞くことに傾けるということで、傾聴ボランティアとか、それから傾聴を学ぶ会とか、そういうふうにして専門的にこういう心を痛めたメンタルの面で、接する、話を聞いてあげる人です。

話を聞く基本姿勢を、大変厳密な留意点があって、例えば相手の話に会話を促進する技術だとか、それから話を受け入れる技術だとか、それから相手の話を共感するとか、それから自分からは、話を聞いている人ですね、傾聴の例えばボランティアの人でも、自分の自己判断、価値判断をしないと、それから相手が沈黙しているからといってしゃべるように促すとか、そして、しかも中立を保つとか、親側についたり施設側についたり、それからいろいろ中立、これを守る。

いろいろ接し方の留意点があるらしいのですけれども、そういう傾聴サークル、傾聴ボランティア、傾聴養成講座とか、そういうゲートキーパーという制度と傾聴を学ぶ会。そういうことに対する考え方はいかがか、お尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

まず、私ども足寄町で取り組んでいる心の健康の問題についてでございますけれども、足寄町では自殺予防対策と絡めて取り組んでおりまして、平成24年11月には、シニア世代の心身の変化とゲートキーパーについてということで講演会を開催しております。

また、昨年3月ですけれども、札幌医科大学のほうから講師をお招きして、自殺期となる方への相談対応ということで、こちらは専門職を対象として研修会を開催しております。

自殺予防に関するパンフレット、昨年は講演会等は開催できませんでしたけれども、自殺予防に関するパンフレット等を全戸に送付

させていただきます。

それで、内閣府の広報ページでゲートキーパー・命の門番について載っておりますけれども、このゲートキーパーというのはなかなか重たい仕事です。実際に相談を受けて見守りをやっていくということになりますと、こうした人材を育成して、さらにこれを推進していくとなれば、ゲートキーパーを支えるゲートキーパーもどうしても必要になってきます。それぐらいの覚悟を持ってやっていかなければいけないという形になっております。つまり、相談に乗った人が逆に鬱になってしまうぐらいな結構重たい部分でありまして、なかなか一般の町民には広めていけないのかなというふうに思っています。

そういった中で、私どもとしては、内閣府のほうでも言うておりますように、一番相談に乗って、それを知るといいますか、見つけていただけるのは、どうしてもお医者さんであったり、看護師さんであったり、あるいは学校の先生であったり、我々保健師さんであったり、そういったところがまず気づくという部分であって、そこにゲートキーパーの知識を含めてきちんと学んでいく仕組みが必要だろうと。まずはここをきちとやっていこうかなというふうには思っています。

そういった意味では、各種講演会、研修会等々において、また、今月、認知症の講演会もありますけれども、そのときにもお互いに介護スタッフですとか、そういった方たちを集めて、そういった勉強会もやっておりまして、そういった中でゲートキーパーの制度ですとか、そういったものをお互いに研修して支え合っていくような形をつくっていききたいなというふうに思っています。

2点目の傾聴を学ぶ会の考え方ということでもあります。

このゲートキーパーの部分もそうですけれども、今日、認知症も含めて相談を受ける際の技法といいますか、カウンセリングやコーチングにおけるコミュニケーションの一つとして傾聴という技法があるということで、人

の話をただ聞くのではなくて、注意を払ってより深く丁寧に耳を傾けること。自分の聞きたいことを聞くのではなく、相手が話したいこと、伝えたいことを受容的に共感的な態度で真摯に聞く行為という、そういった部分であって、最近はこの傾聴ボランティアなども各地で誕生しているというふうにお聞きしております。

本町では、民生・児童委員ですとか、あるいは高齢者保健福祉モニターの皆さんが、あるいは私ども福祉や介護に従事する生活相談員等が傾聴フォーラム等の研修会に参加をしております。

出席された方からは、とても勉強になったと。自分にとっても、今まで相談員という形でやっていたのですけれども、自分のやっていたことがちょっと間違っていたことも含めて、すごく勉強になったということで、これからの相談に当たってはこの傾聴の技法をぜひ取り入れていきたいというような感想もいただいております。

そういったことで、心の病気を初め認知症の高齢者等を抱えている御家族の方等々をどうやって支えていくかという部分で、あるいはこれからつくろうとしていますけれども、介護支援ボランティアの方々等々、こういった技法を学べる傾聴研修会といいますか、フォーラムといいますか、そういったことも今後開催を検討させていただきたいなと思っております。

こういった技法を多くの町民に知っていただくことによって、失われなくてもいい命を守ることができるのかなということで、多くのこういった技法というのですか、相談ができる技法は学んでいただいて、なおかつ私ども役場のほうですとか、保健所のほうですとか、一人で背負わないでつないでもらえるような、そんな体制をつくっていく上でも、こういった研修会等は考えていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 本当に支えていく、そういう特別の人たちだけではなく、町民みんなが傾聴の技術を学んで、そして、いつ家族とか身近にそういう心を病む人が出てくるかもしれない。その前に、せめて話を聞ける体制、そしてそういう人が身近にいるだけでも、自殺という最悪の場面を、一人の人を救うことができるかもしれないということで、そういう輪を広げていくことが大事かなと思います。

それと、先ほどのゲートキーパーのことなのですけれども、先ほどの計画書を見ますと、29年にゲートキーパー体制を整え養成というふうに書いてありました。4年後ですね。それは、今こういう心のメンタルヘルスの重要性を考えると、29年ではなく前倒しして、そして課長が答弁しましたように、検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、職員のメンタルヘルスということで答弁をいただきました。

職場での心の病防止について、厚労省も職場環境改善を目的に、労働安全衛生法の改正案で労働者50人以上の事業者に対して、従業員の心理的負担の程度を把握する検査として、ストレスチェックというのを実施するよう義務づけられたそうでございます。

まだこれは実施段階ではないのかもしれませんが、このストレスチェック、専門医ですね。精神科医とか保健師さんに自分が今どれほどのストレスがあるかどうかを面談することによって、それを事前に把握してもらうというか、そういう制度だそうです。本町でも、今後、そういうストレスチェックをぜひ実行していただきたいなと思います。

管内では、行政の中で時間外勤務の抑制や、それから職員の健康管理、また、業務能率向上が期待されるということで、時差出勤、フレックスタイム、フレックス制を導入されている町も出てきましたけれども、職員の方のメンタルヘルスの取り組みとして効果を生むという考えから、我が町ではフレック

ス制、時差出勤について、どのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） フレックス制についての導入をどうするかということでございますけれども、現在のところは、特にフレックス制を導入するかどうかということについては検討しておりません。

職場の中で、基本的には時間から時間までということで勤務をしていただいていますし、その中で役場の場合、窓口であったり、それから対外的な部分であったり、やはり時間から時間までという中で仕事することが多いということもありまして、なかなか早く出てきて早く帰るだとか、遅く出てきて遅くまで仕事するだとかというようなフレックスタイムというのが職場の中でなじむものなのかどうなのかということもございますので、そういうような状況が出てくれば検討したいというふうに思っておりますけれども、現状では検討していないということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） わかりました。

何か最近、いろいろ3年間、こういう人事院、総務省では、病気で累計3年を超える職員の方は免職するとの指針を出しているとも聞いておりますが、特に長期にわたる治療が必要となるメンタルヘルスの心の病に対する予防、早期発見、早期治療の取り組みは本当に必要だと思います。

職員を守るためとか、先ほども答弁にありましたように、能力ある人にきちっとその部署で働いてもらうためにも、メンタルヘルスの問題にはしっかりと取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、これで終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） これにて、5番高道洋子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月19日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午後 3時41分 散会